

第127回

# 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2023年6月22日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

**開催場所** 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号  
虎ノ門ヒルズ森タワー5階  
虎ノ門ヒルズフォーラム ホールA

**決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 監査役5名選任の件

ご出席の株主様へのお土産はご用意  
しておりません。何卒ご理解賜りま  
すようお願い申し上げます。

TDK株式会社

証券コード 6762



スマート  
招集

本招集通知は、パソコン・  
スマートフォンでも主要な  
コンテンツをご覧いただけ  
ます。  
<https://p.sokai.jp/6762/>



# 当社の経営理念

社は **創造によって文化、産業に貢献する**

社訓 **夢 勇気 信頼**

## 夢

常に夢をもって前進しよう。  
夢のないところに、創造と建設は  
生まれない。

## 勇気

常に勇気をもって実行しよう。  
実行力は矛盾と対決し、それを  
克服するところから生まれる。

## 信頼

常に信頼を得よう心掛けよう。  
信頼は誠実と奉仕の精神から  
生まれる。

## 企業ビジョン

### [Vision 2035]

TDKは1935年、“日本独自の磁性材料フェライトを工業化し、社会の発展に貢献したい”という創業者の夢と信念から発祥した会社です。

これまで世界に誇る四大イノベーション(フェライト素材・磁気テープ・積層部品・磁気ヘッド)を確立し、社会の発展を支える製品を創造し続けてきました。

これからも、さらなるイノベーションの創出に挑戦する企業として、多種多様なグローバル経営資源を活かし、高品質な製品・サービスの提供を通してお客様の価値創造に貢献し続けます。

“かけがえない地球環境の再生・保護と、豊かで安心できる暮らしの実現”、このテーマに真正面から取り組むことで、“創造によって文化、産業に貢献する”を着実に果たしてまいります。

※注釈:TDK100周年(2035年)に向けて、あるべき会社の姿を表します。



世界初の「フェライトコア」

## インターネットによる株主総会参考書類等の提供について

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本定時株主総会から、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について、電子提供措置をとっております。電子提供措置事項の確認方法につきましては、次ページをご参照ください。

### 今まで



議決権  
行使書



株主総会  
資料(一式)

株主総会資料(一式)を 紙で確認



### 本総会から



議決権  
行使書



株主総会  
資料(一部)

株主総会資料(一式)を ウェブで確認



証券コード 6762

2023年5月31日

株主の皆様へ

東京都中央区日本橋二丁目5番1号

**T D K 株 式 会 社**

代表取締役社長執行役員 **齋藤 昇**

## 第127回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第127回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイト「第127回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

[https://www.tdk.com/ja/ir/ir\\_events/general/index.html](https://www.tdk.com/ja/ir/ir_events/general/index.html)



東京証券取引所  
ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※東京証券取引所ウェブサイトでは、銘柄名（会社名）「TDK」または証券コード「6762」にて検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、ご確認ください。

プロネクサス社  
ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6762/teiji/>



なお、当日ご出席をされない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月21日（水曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### [インターネット等による議決権行使の場合]

5 ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

#### [郵送（書面）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時	2023年6月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所	東京都港区虎ノ門一丁目23番3号 虎ノ門ヒルズ森タワー5階 虎ノ門ヒルズフォーラム ホールA
3. 目的事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 報告事項<ol style="list-style-type: none"><li>1. 第127期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li><li>2. 第127期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li></ol></li><li>● 決議事項<ol style="list-style-type: none"><li>第1号議案 剰余金の処分の件</li><li>第2号議案 取締役7名選任の件</li><li>第3号議案 監査役5名選任の件</li></ol></li></ul>
4. 議決権の行使について	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) インターネット等と書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。</li><li>(2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。</li><li>(3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。</li></ol>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
  - ・ 連結計算書類：連結持分変動計算書及び連結注記表
  - ・ 計算書類：株主資本等変動計算書及び個別注記表したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査した対象書類の一部であります。
- 代理人によるご出席の場合は、本定時株主総会において議決権を有する他の株主様1名を代理人とし、代理権を証明する書面を株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
- 株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を有する株主様以外の方はご入場いただけません。

#### <ライブ配信のご案内>

株主総会の模様をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットで映像と音声を生中継（以下「ライブ配信」）する予定です。詳細につきましては、上記の当社ウェブサイトに掲載している「第127回定時株主総会ライブ配信のご案内」をご覧ください。

なお、**ライブ配信を通じて、株主総会当日に質問、議決権行使等を行うことはできません**。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月21日（水曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

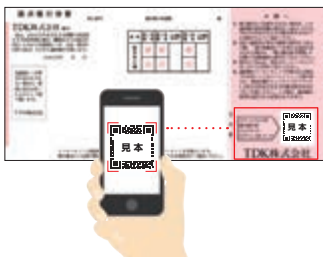


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード・パスワードを入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

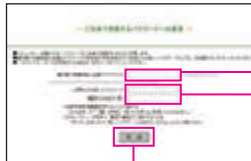
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号（フリーダイヤル）：0120-652-031  
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社「CJ」が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

# 株主総会参考書類

議案及び参考事項

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、中長期的な企業価値の向上を実現することが株主価値の拡大に繋がるとの認識のもと、1株当たり利益の成長を通じて、配当の安定的な増加に努めることを基本方針としております。そのために、エレクトロニクス市場における急速な技術革新に的確に対応すべく、重点分野の新製品や新技術を中心に、成長へ向けた積極的な投資を行うことで、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。したがって、当社は実現した利益を事業活動へ積極的に再投資したうえで、連結ベースの親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）や親会社所有者帰属持分配当率（DOE）の水準、事業環境の変化等を総合的に勘案し、配当を行うことといたします。つきましては、当期の期末配当を次のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金**53円**  
配当総額 **20,101,930,524円**

\*2022年12月2日にお支払いいたしました中間配当金53円とあわせ、年間配当金は、1株につき106円となります。

### 2. 剰余金の配当が効力を生ずる日 2023年6月23日

### 《ご参考》1株当たり配当金及び連結配当性向の推移

	第124期 (2019年4月1日～ 2020年3月31日)	第125期 (2020年4月1日～ 2021年3月31日)	第126期 (2021年4月1日～ 2022年3月31日)	第127期 (2022年4月1日～ 2023年3月31日)
中間配当(円)	30.00	30.00	33.33	53.00
期末配当(円)	30.00	30.00	45.00	(見通し) 53.00
年間配当(円)	60.00	60.00	78.33	(見通し) 106.00
連結配当性向(%)	39.3	28.7	22.6	(見通し) 35.2

(注) 1. 当社は、2021年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。上記の「1株当たり配当金及び連結配当性向の推移」に記載の配当金額につきましては、第124期の期首（2019年4月1日）に当該株式分割が行われたと仮定して算出してしております。

2. 当社は、第126期の有価証券報告書における連結財務諸表から国際財務報告基準（以下「IFRS」）を任意適用しております。したがって、第126期以降の連結配当性向は、IFRSに基づき算出してしております。



## 第2号議案 取締役7名選任の件

当社は、定款の定めにより取締役の任期を1年としております。取締役全員7名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となりますので、改めて取締役7名（うち社外取締役は3名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、当社は、取締役の3分の1以上を独立社外取締役とすることを基本方針としております。また、当社は、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会を設置しており、同委員会の委員長及び委員の過半数は、独立社外取締役が務めております。本議案におけるすべての候補者は、指名諮問委員会による審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における 現在の地位、担当等	指名諮問 委員会	報酬諮問 委員会	コーポレート ・ガバナンス 委員会	取締役会への 出席状況
1	さい どう 齋藤	のぼる 昇	再任 男性 代表取締役社長執行役員 ●加湿器対策本部長	○	—	○	100% (10回/10回)
2	やまにし 山西	てつじ 哲司	再任 男性 代表取締役専務執行役員 ●経理・財務本部長	—	○	—	100% (14回/14回)
3	いしぐろ 石黒	しげなお 成直	再任 男性 取締役会長	○	○	○ (委員長)	100% (14回/14回)
4	さとう 佐藤	しげき 茂樹	再任 男性 取締役常務執行役員 ●技術・知財本部長	—	—	—	100% (14回/14回)
5	なかやま 中山	こずゑ こずゑ	再任 社外 独立 役員 女性 取締役	○ (委員長)	○	○	100% (14回/14回)
6	いわい 岩井	むつお 睦雄	再任 社外 独立 役員 男性 取締役 ●取締役会議長	○	○	○	92.9% (13回/14回)
7	やまな 山名	しょうえい 昌衛	再任 社外 独立 役員 男性 取締役	○	○ (委員長)	○	100% (10回/10回)

(注) 齋藤昇及び山名昌衛の両氏の取締役会への出席状況につきましては、2022年6月24日の取締役就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号 **さいとう**

**1**

**齋藤**

のぼる

**昇**

(1966年9月10日生)

再任



所有株式数

**24,400株**

在任年数 (本定時株主総会最終時)

**3年** (過去の取締役在任年数を含めた通算年数)

当事業年度における取締役会等への出席状況  
(出席回数/開催回数)

取締役会 ※ **10回/10回** (100%)

指名諮問委員会 ※ **10回/10回** (100%)

※ 2022年6月の取締役及び委員就任後

### ▶ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年4月	当社入社	2013年4月	当社電子部品営業グループゼネラルマネージャー
2006年5月	TDK Electronics Europe GmbH President	2013年6月	当社常務執行役員
2007年1月	当社電子部品営業グループ欧州営業統括部長	2014年4月	当社電子部品営業本部長
2009年10月	TDK-EPIC株式会社電子部品営業グループ 欧州営業統括部副統括部長	2015年4月	当社戦略本部長
2011年6月	当社執行役員 TDK-EPIC株式会社電子部品営業グループ デピュティゼネラルマネージャー	2015年6月	当社取締役 (2017年6月退任)
2012年10月	当社電子部品営業グループデピュティゼネラル マネージャー	2017年4月	当社センサシステムズビジネスカンパニーCEO
		2022年4月	<b>当社社長執行役員兼加湿器対策本部長 (現任)</b>
		2022年6月	<b>当社代表取締役 (現任)</b>

### ▶ 候補者とした理由

齋藤昇氏は、電子部品営業、経営戦略、センサ事業の各部門における責任者を経て、2022年4月から社長執行役員、同年6月から代表取締役を務めており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。グローバルでの豊富なマネジメント経験と見識を活かし、引き続き当社の取締役会における重要事項の決定及び職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

### ▶ その他

現在、齋藤昇氏は指名諮問委員会及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員を務めております。

候補者番号 やまにし

2

山西

てっじ

哲司

(1960年5月29日生)

再任

所有株式数

15,000株

在任年数 (本定時株主総会終結時)

7年

当事業年度における取締役会等への出席状況  
(出席回数/開催回数)

取締役会 14回/14回 (100%)

報酬諮問委員会 ※ 5回/5回 (100%)

※ 2022年6月の委員就任後



### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社	2015年6月	当社執行役員
2005年1月	当社アドミニストレーショングループ経理部計数 管理担当部長	2016年6月	当社取締役
2008年7月	当社アドミニストレーショングループ経理部計数 管理グループ部長	2017年4月	当社経理・財務本部長 (現任)
2013年6月	当社経理部長	2017年6月	当社常務執行役員
2015年4月	当社経理グループゼネラルマネージャー	2018年6月	当社代表取締役 (現任)
		2019年4月	当社Global Chief Compliance Officer
		2020年4月	当社専務執行役員 (現任)

### 候補者とした理由

山西哲司氏は、国内外の事業における経理・財務の経験を有し、現在は、代表取締役及び経理部門の責任者を務めております。当社のグローバルでの財務・経営管理面における高い能力と専門性やこれまでの経験と見識を活かし、引き続き当社の取締役会における重要事項の決定及び職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

### その他

現在、山西哲司氏は報酬諮問委員会の委員を務めております。

候補者番号 いしぐろ

3

石黒

しげなお

成直

(1957年10月30日生)

再任



所有株式数

16,500株

在任年数 (本定時株主総会終結時)

7年

当事業年度における取締役会等への出席状況  
(出席回数/開催回数)

取締役会 14回/14回 (100%)

指名諮問委員会 12回/12回 (100%)

報酬諮問委員会 ※ 5回/5回 (100%)

※ 2022年6月の委員就任後

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年1月	当社入社	2012年6月	当社ヘッドビジネスグループゼネラルマネージャー
2002年4月	当社レコーディングメディア&ソリューションズ ビジネスグループ欧州営業部経営企画担当部長	2014年6月	当社執行役員
2004年7月	当社ヘッドビジネスグループHDDヘッドビジネ スディビジョン日本オペレーション企画グループ リーダー	2015年4月	当社磁気ヘッド&センサビジネスカンパニーCEO
2007年4月	当社ヘッドビジネスグループHDDヘッドビジネ スディビジョン日本オペレーションリーダー	2015年6月	当社常務執行役員
2011年4月	当社ヘッドビジネスグループ デピュティゼネラル マネージャー	2016年6月	当社代表取締役社長
		2022年4月	当社代表取締役会長
		2022年6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ社外取締役 (現任) 当社取締役会長 (現任)

#### 重要な兼職の状況

- ・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ社外取締役

### 候補者とした理由

石黒成直氏は、HDD (ハードディスクドライブ) 用ヘッド事業の責任者を経て、2016年から代表取締役社長を務め、新たな事業の創出と経営改革を強力に推し進めました。また、2022年4月からは代表取締役会長、同年6月からは取締役会長として、経営全般を監督するとともに、コーポレート・ガバナンス委員会委員長としてガバナンスの強化等に取り組んでおります。これまでの経験と見識を活かし、引き続き当社の取締役会における重要事項の決定及び職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

### その他

現在、石黒成直氏はコーポレート・ガバナンス委員会の委員長並びに指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を務めております。

候補者番号

4

さとう  
佐藤

しげき  
茂樹

(1964年7月9日生)

再任



所有株式数

3,300株

在任年数 (本定時株主総会終結時)

2年

当事業年度における取締役会等への出席状況  
(出席回数/開催回数)

取締役会 14回/14回 (100%)

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- |          |   |         |                                  |
|----------|---|---------|----------------------------------|
| 1989年4月  | 当社入社  | 2019年4月 | 当社執行役員<br>当社電子部品ビジネスカンパニーCEO     |
| 2004年1月  | 当社テクノロジーグループ プロセス技術開発センター長                    | 2021年4月 | 当社常務執行役員 (現任)<br>当社技術・知財本部長 (現任) |
| 2007年2月  | 当社コンデンサビジネスグループ技術統括部長                         | 2021年6月 | 当社取締役 (現任)                       |
| 2011年12月 | 当社マグネティクスビジネスグループ積層製品ビジネスユニット担当部長             |         |                                  |
| 2016年4月  | 当社電子部品ビジネスカンパニー セラミックコンデンサビジネスグループ ゼネラルマネージャー |         |                                  |

### 候補者とした理由

佐藤茂樹氏は、研究開発部門を経て主要事業部門の技術責任者、部門長等を歴任し、現在は、研究開発部門の責任者として当社の研究開発の推進並びに知的財産戦略の立案及び実行に取り組んでおります。これまでの経験と見識を活かし、引き続き当社の取締役会における重要事項の決定及び職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号 なかやま

5

中山こずゑ

(1958年2月25日生)

再任 社外 独立役員



所有株式数

—

在任年数 (本定時株主総会終結時)

3年

当事業年度における取締役会等への出席状況  
(出席回数/開催回数)

取締役会	14回/14回 (100%)
指名諮問委員会	12回/12回 (100%)
報酬諮問委員会	7回/7回 (100%)

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月	日産自動車株式会社入社	2019年6月	株式会社帝国ホテル社外監査役 (現任)
2010年9月	同社ブランドコーディネーションディビジョン副本部長	2020年6月	当社社外取締役 (現任)
2011年3月	同社退職		いすゞ自動車株式会社社外取締役 (現任)
2011年4月	横浜市役所入庁	2022年6月	株式会社南都銀行社外取締役 (現任)
2012年4月	同市文化観光局長		
2018年6月	株式会社横浜国際平和会議場代表取締役社長 (2020年6月退任)		

#### 重要な兼職の状況

- ・株式会社帝国ホテル社外監査役
- ・いすゞ自動車株式会社社外取締役
- ・株式会社南都銀行社外取締役

### 社外取締役候補者

#### 候補者とした理由及び期待される役割

中山こずゑ氏は、自動車産業におけるグローバルビジネスの豊富な経験と知識及び企業経営に関する知見を有する人材であります。これまでの経験と見識を活かし、当社の経営全般に対する監督及び取締役会における意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

また、現在、同氏は指名諮問委員会の委員長並びに報酬諮問委員会及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員を務めております。本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、引き続き、各委員会の一員として、役員の名・報酬に関する決定プロセスの透明性・客観性の確保、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実等に寄与していただくことが期待されます。

#### 独立性に関する事項

中山こずゑ氏は、当社の独立性検証項目における各基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

同氏は、いすゞ自動車株式会社の社外取締役に務めており、いすゞグループと当社グループとの間には取引関係がありますが、両者にとって取引金額は僅少 (当社グループの連結売上高に占めるいすゞグループに対する売上比率と、いすゞグループの連結売上高に占める当社グループに対する売上比率はともに1%未満、2023年3月期実績) であり、重要な取引関係ではありません。

候補者番号

いわい

むつお

6

岩井

睦雄

(1960年10月29日生)

再任

社外

独立  
役員

所有株式数

—

在任年数 (本定時株主総会終結時)

2年

当事業年度における取締役会等への出席状況  
(出席回数/開催回数)

取締役会	13回/14回 (92.9%)
指名諮問委員会	11回/12回 (91.7%)
報酬諮問委員会	6回/7回 (85.7%)



### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月	日本専売公社入社	2013年 6月	同社専務執行役員企画責任者
2005年 6月	日本たばこ産業株式会社執行役員食品事業本部 食品事業部長	2016年 1月	同社専務執行役員たばこ事業本部長
2006年 6月	同社取締役常務執行役員食品事業本部長	2016年 3月	同社代表取締役副社長たばこ事業本部長
2008年 6月	同社常務執行役員企画責任者	2020年 1月	同社取締役
2010年 6月	同社取締役常務執行役員企画責任者兼食品事業担当	2020年 3月	同社取締役副会長
2011年 6月	同社取締役 JT International S.A. Executive Vice President	2020年 6月	株式会社ベネッセホールディングス社外取締役 (現任)
		2021年 6月	当社社外取締役 (現任)
		2022年 3月	日本たばこ産業株式会社取締役会長 (現任)

#### 重要な兼職の状況

- ・日本たばこ産業株式会社取締役会長 (非業務執行取締役)
- ・株式会社ベネッセホールディングス社外取締役

### 社外取締役候補者

#### 候補者とした理由及び期待される役割

岩井睦雄氏は、たばこ、医薬品、食品等の事業をグローバルに展開する企業の経営者として豊富な経験と知識を有する人材であります。これまでの経験と見識を活かし、当社の経営全般に対する監督及び取締役会における意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

また、現在、同氏は取締役会議長並びに指名諮問委員会、報酬諮問委員会及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員を務めております。本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、引き続き、取締役会議長として実効性の高い取締役会の運営に寄与していただくとともに、各委員会の一員として、役員の指名・報酬に関する決定プロセスの透明性・客観性の確保、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実等に寄与していただくことが期待されます。

#### 独立性に関する事項

岩井睦雄氏は、当社の独立性検証項目における各基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号 やま な しょう えい

7

山名

昌衛

(1954年11月18日生)

再任

社外

独立  
役員



所有株式数

—

在任年数 (本定時株主総会最終時)

1年

当事業年度における取締役会等への出席状況  
(出席回数/開催回数)

取締役会 ※ 10回/10回 (100%)

指名諮問委員会 ※ 10回/10回 (100%)

報酬諮問委員会 ※ 5回/5回 (100%)

※ 2022年6月の取締役及び委員就任後

### ▶ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年4月	ミノルタカメラ株式会社入社	2006年6月	コニカミノルタホールディングス株式会社取締役 常務執行役経営戦略担当
2001年1月	Minolta QMS Inc. CEO	2011年4月	同社取締役常務執行役兼コニカミノルタビジネス テクノロジーズ株式会社代表取締役社長
2002年7月	ミノルタ株式会社執行役員経営企画部長、情報機 器カンパニー情報機器事業統括本部副本部長	2013年4月	コニカミノルタ株式会社取締役専務執行役
2003年8月	コニカミノルタホールディングス株式会社 (現 コ ニカミノルタ株式会社) 常務執行役	2014年4月	同社取締役代表執行役社長兼CEO
2003年10月	同社常務執行役兼コニカミノルタビジネステクノ ロジーズ株式会社常務取締役	2022年4月	同社取締役執行役会長 (現任)
		2022年6月	当社社外取締役 (現任)

#### 重要な兼職の状況

- ・コニカミノルタ株式会社取締役執行役会長

### [ 社外取締役候補者 ]

#### ▶ 候補者とした理由及び期待される役割

山名昌衛氏は、複合機、デジタル印刷システム、ヘルスケア等の事業をグローバルに展開する企業の経営者として豊富な経験と知識を有する人材であります。これまでの経験と見識を活かし、当社の経営全般に対する監督及び取締役会における意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

また、現在、同氏は報酬諮問委員会の委員長並びに指名諮問委員会及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員を務めております。本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、引き続き、各委員会の一員として、役員の名指・報酬に関する決定プロセスの透明性・客観性の確保、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実等に寄与していただくことが期待されます。

#### ▶ 独立性に関する事項

山名昌衛氏は、当社の独立性検証項目における各基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

同氏は、コニカミノルタ株式会社の取締役執行役会長を務めており、コニカミノルタグループと当社グループとの間には取引関係がありますが、両者にとって取引金額は僅少 (当社グループの連結売上高に占めるコニカミノルタグループに対する売上比率と、コニカミノルタグループの連結売上高に占める当社グループに対する売上比率はともに1%未満、2023年3月期末実績) であり、重要な取引関係ではありません。



- (注) 1. 上記7名の取締役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決され、中山こずゑ、岩井睦雄及び山名昌衛の3氏が社外取締役に就任した場合、当該責任限定契約は、引き続き効力を有するものとしております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。被保険者の保険料は当社が全額負担しており、本議案が承認可決され、上記7名の取締役候補者各氏が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定していません。

### 第3号議案 監査役5名選任の件

監査役全員5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、監査役5名（うち社外監査役は3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における 現在の地位	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況
1	もも づか 桃塚 高和	再任 男性 常勤監査役	100% (14回/14回)	100% (15回/15回)
2	いし かわ 石川 将	新任 男性	—	—
3	ダグラス・K・フリーマン	再任 社外 独立役員 男性 監査役	100% (14回/14回)	100% (15回/15回)
4	やま もと ち づ こ 山本千鶴子	新任 社外 独立役員 女性	—	—
5	ふじ の 藤野 隆	新任 社外 独立役員 男性	—	—

候補者番号 ももづか

1

桃塚

たかかず

高和

(1958年11月3日生)

再任

所有株式数

9,000株

在任年数 (本定時株主総会終結時)

4年

当事業年度における取締役会等への出席状況  
(出席回数/開催回数)

取締役会 14回/14回 (100%)

監査役会 15回/15回 (100%)



### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2016年 6月	当社経営管理本部副本部長兼経営管理本部総務グループゼネラルマネージャー
2005年 4月	当社アドミニストレーショングループ経理部担当部長	2016年10月	当社Chief Compliance Officer 当社コンプライアンス本部長
2008年 6月	当社アドミニストレーショングループ経理部長	2017年 4月	当社法務・コンプライアンス本部長
2011年 6月	当社執行役員	2019年 3月	当社執行役員退任
2013年 6月	当社経理財務、業務改革プロジェクト担当	2019年 6月	当社常勤監査役 (現任)
2015年 4月	当社アドミニストレーション本部長兼経営システム、業務改革プロジェクト担当		

### 候補者とした理由

桃塚高和氏は、執行役員、Chief Compliance Officer (チーフ・コンプライアンス・オフィサー) 及び経理部門の責任者を務めた経験から、経営全般についての豊富な知見を有しております。また、2019年から常勤監査役を務めており、これまでの経験と見識を活かし、引き続き、監査役としての職務を適切に遂行し、実効性の高い監査や経営全般にわたる的確な監査が期待できると判断し、監査役候補者といたしました。

候補者番号 いしかわ

2

石川

まさと  
将

(1965年1月27日生)

新任



所有株式数

—

在任年数 (本定時株主総会終結時)

—

当事業年度における取締役会等への出席状況  
(出席回数/開催回数)

取締役会 —

監査役会 —

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2016年6月	当社経営管理本部経営システムグループゼネラルマネージャー
2009年4月	当社ヘッドビジネスグループ事業戦略リーダー	2017年4月	当社SCM&経営システム本部SCM改革グループゼネラルマネージャー
2009年9月	当社コーポレートストラテジーグループ経営企画部担当部長	2019年4月	当社SCM&経営システム本部長
2013年4月	当社経営戦略本部経営企画グループ長	2023年4月	当社監査役室担当部長(現任)
2015年4月	当社戦略本部経営企画グループゼネラルマネージャー		
2015年7月	当社磁性製品ビジネスグループ戦略企画統括部長		

### 候補者とした理由

石川将氏は、経営企画部門及び情報システム部門の責任者を務めた経験から、情報セキュリティ、経営全般についての豊富な知見を有しております。これらの経験と見識を活かし、監査役としての職務を適切に遂行し、実効性の高い監査や経営全般にわたる的確な監査が期待できると判断し、監査役候補者といたしました。

候補者番号

3

# ダグラス・K・フリーマン

再任

社外

独立  
役員

(1966年5月23日生)

所有株式数

—

在任年数 (本定時株主総会終結時)

4年

当事業年度における取締役会等への出席状況  
(出席回数/開催回数)

取締役会 14回/14回 (100%)

監査役会 15回/15回 (100%)



## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社

1996年4月 日本国弁護士登録

三井安田法律事務所入所

1997年6月 濱田法律事務所入所

2002年9月 米国ニューヨーク州弁護士登録

2002年9月 米国サリヴァン・アンド・クロムウェル法律事務所入所

2007年9月 **フリーマン国際法律事務所代表 (現任)**

2016年2月 株式会社ユーシン社外取締役

2019年4月 **慶應義塾大学大学院法務研究科教授 (現任)**

2019年6月 **当社社外監査役 (現任)**

### 重要な兼職の状況

・フリーマン国際法律事務所代表

## [ 社外監査役候補者 ]

### 候補者とした理由

ダグラス・K・フリーマン氏は、弁護士として法令に関する専門知識及び国際企業法務に関する豊富な経験を有する人材であります。

同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これまでの経験と見識を活かし、引き続き、社外監査役としての職務を適切に遂行し、監査の質向上に貢献していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏が代表を務めるフリーマン国際法律事務所と当社との間に取引関係はありません。

### 独立性に関する事項

ダグラス・K・フリーマン氏は、当社の独立性検証項目における各基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、社外監査役に就任した場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号 やまもと ちづこ

4

山本千鶴子

(1965年11月18日生)

新任

社外

独立  
役員



所有株式数

—

在任年数 (本定時株主総会終結時)

—

当事業年度における取締役会等への出席状況  
(出席回数/開催回数)

取締役会 —

監査役会 —

## ▶ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1992年10月	監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所	2019年 9月	日本公認会計士協会法規・制度委員会委員
1996年 4月	公認会計士登録	2020年 6月	山本千鶴子公認会計士事務所所長 (現任)
2010年 7月	有限責任監査法人トーマツ パートナー	2020年 8月	小津産業株式会社社外監査役 (現任)
2019年 7月	日本公認会計士協会東京会常任役員	2021年 6月	東京製綱株式会社社外取締役 (現任)

### 重要な兼職の状況

- ・山本千鶴子公認会計士事務所所長
- ・小津産業株式会社社外監査役
- ・東京製綱株式会社社外取締役

## [ 社外監査役候補者 ]

### ▶ 候補者とした理由

山本千鶴子氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門知識並びに監査に関する豊富な経験を有する人材であります。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これまでの経験と見識を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行し、監査の質向上に貢献していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏が代表を務める山本千鶴子公認会計士事務所と当社との間に取引関係はありません。

### ▶ 独立性に関する事項

山本千鶴子氏は、当社の独立性検証項目における各基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、社外監査役に就任した場合、同氏は新たに独立役員となる予定であります。

同氏は、小津産業株式会社の社外監査役を務めており、小津グループと当社グループとの間には取引関係がありますが、両者にとって取引金額は僅少 (小津グループの連結売上高に占める当社グループに対する売上比率は1%未満、2023年3月期実績) であり、重要な取引関係ではありません。

候補者番号 ふじの  
**5** **藤野**

たかし  
**隆** (1956年2月12日生)

新任 社外 独立  
役員



所有株式数

—

在任年数 (本定時株主総会終結時)

—

当事業年度における取締役会等への出席状況  
(出席回数/開催回数)

取締役会 —

監査役会 —

### ▶ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年4月	旭硝子株式会社 (現 AGC株式会社) 入社	2015年1月	同社取締役常務執行役員社長付 (2015年3月退任)
2009年1月	同社執行役員経営企画室長		伊勢化学工業株式会社顧問
2010年1月	同社常務執行役員CFO兼社長室長	2015年3月	同社代表取締役兼社長執行役員 (2019年3月退任)
2010年3月	同社取締役常務執行役員CFO兼社長室長	2021年6月	<b>極東貿易株式会社社外取締役 (現任)</b>

#### 重要な兼職の状況

・極東貿易株式会社社外取締役

### [ 社外監査役候補者 ]

#### ▶ 候補者とした理由

藤野隆氏は、ガラス、化学品等の事業をグローバルに展開する企業における経理・財務、IR、企業経営等に関する豊富な経験と知識を有する人材であります。これまでの経験と見識を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行し、監査の質向上に貢献していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

#### ▶ 独立性に関する事項

藤野隆氏は、当社の独立性検証項目における各基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、社外監査役に就任した場合、同氏は新たに独立役員となる予定であります。

- (注) 1. 上記5名の監査役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決され、桃塚高和及びダグラス・K・フリーマンの両氏が監査役に就任した場合、当該責任限定契約は、引き続き効力を有するものとしております。
- また、本議案が承認可決され、石川将、山本千鶴子及び藤野隆の3氏が監査役に就任した場合、当社は、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。被保険者の保険料は当社が全額負担しており、本議案が承認可決され、上記5名の監査役候補者各氏が監査役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。



## 《ご参考》本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキル・マトリックス

氏名		地位	企業経営	グローバル ビジネス 経験	営業・ マーケ ティング	ESG・ サステナ ビリティ	テクノロ ジー・ 研究開発	製造・ 生産技術	財務・ 会計	法務・コン プライアンス・ リスク管理
取締 役	齋藤 昇	代表取締役 社長執行役員	●	●	●	●				
	山西 哲司	代表取締役 専務執行役員	●	●					●	●
	石黒 成直	取締役会長	●	●		●	●	●		
	佐藤 茂樹	取締役 常務執行役員	●	●			●	●		
	中山 こずゑ	社外取締役	●	●	●	●				
	岩井 睦雄	社外取締役	●	●						●
	山名 昌衛	社外取締役	●	●	●	●				
監査 役	桃塚 高和	常勤監査役		●		●			●	●
	石川 将	常勤監査役		●				●		●
	ダグラス・K・ フリーマン	社外監査役		●						●
	山本 千鶴子	社外監査役		●					●	●
	藤野 隆	社外監査役	●	●					●	●

<当社が特にスキルの発揮を期待している分野>

当社が発揮を期待するスキル	当該スキルを選定した理由
企業経営	持続可能な社会に貢献し企業価値を向上させていくために、企業経営と執行部門の管理監督を行う力量が必要である。
グローバルビジネス経験	売上高の90%超を日本以外で実現する当社グループにおいて、欠くことのできない経験と知識である。
営業・マーケティング	市場の要請を理解し、テクノロジーアウトとマーケットイン双方の発想から新たな事業機会を創造するために必要なスキルである。
ESG・サステナビリティ	現代社会において最も重要な課題の一つであるESG・サステナビリティに対する十分な理解は、企業経営の管理監督を行ううえで重要な力量である。
テクノロジー・研究開発	当社は「創造によって文化・産業に貢献する」を社是とし、技術ですべての人を幸福にする企業を目指している。
製造・生産技術	製品の品質及び信頼性は当社グループの事業の礎であり、モノづくりに対する十分な理解と情熱が求められる。
財務・会計	持続的な成長を目指し、必要な投資を実行していくために、健全で強固な財務基盤を支える財務会計に関する知見が必要である。
法務・コンプライアンス・ リスク管理	すべてのステークホルダーからの信頼に応え、健全で持続的な企業価値の向上を目指すために必要なスキルである。

## 《ご参考》当社のコーポレート・ガバナンス

### (1) 基本方針

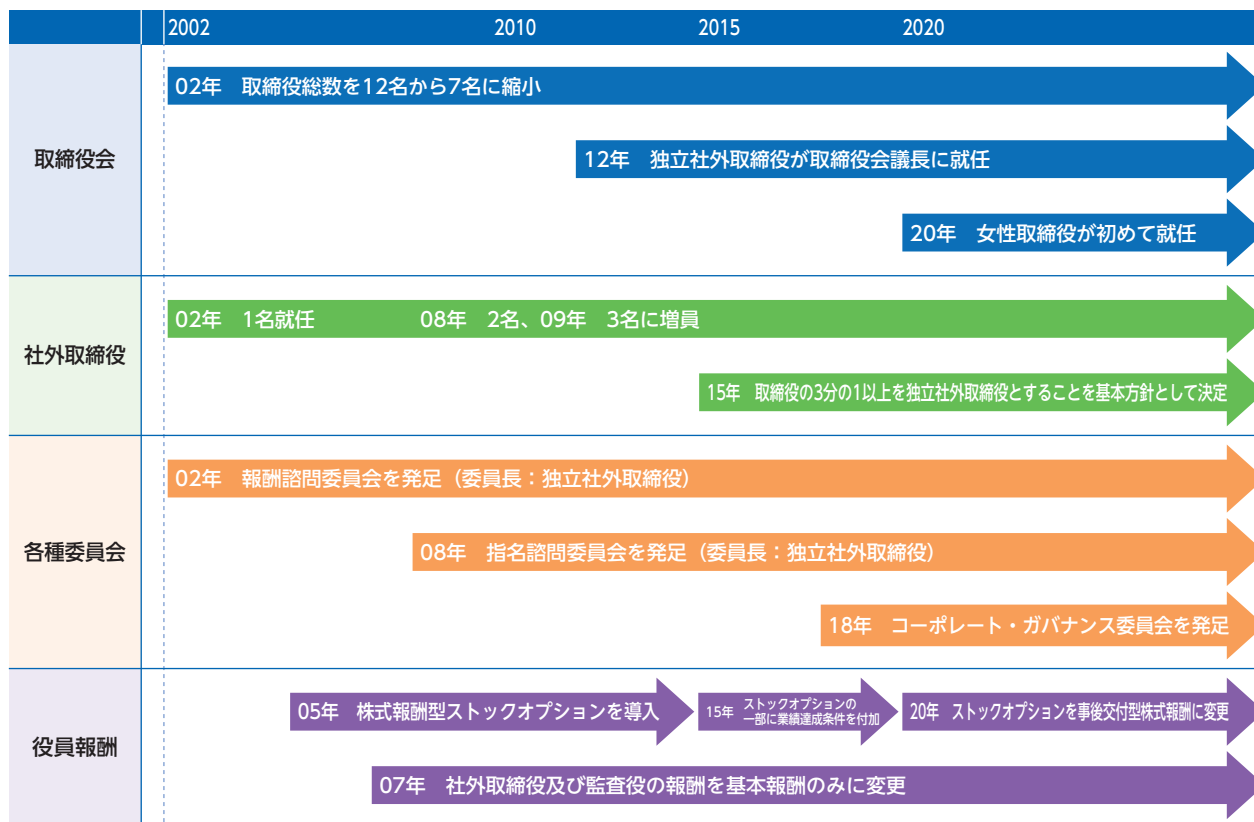
当社は、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資することを目的として、「TDK コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定しております。

この基本方針のほか、当社のコーポレート・ガバナンスに関する情報は、以下の当社ウェブサイトからご覧いただけます。

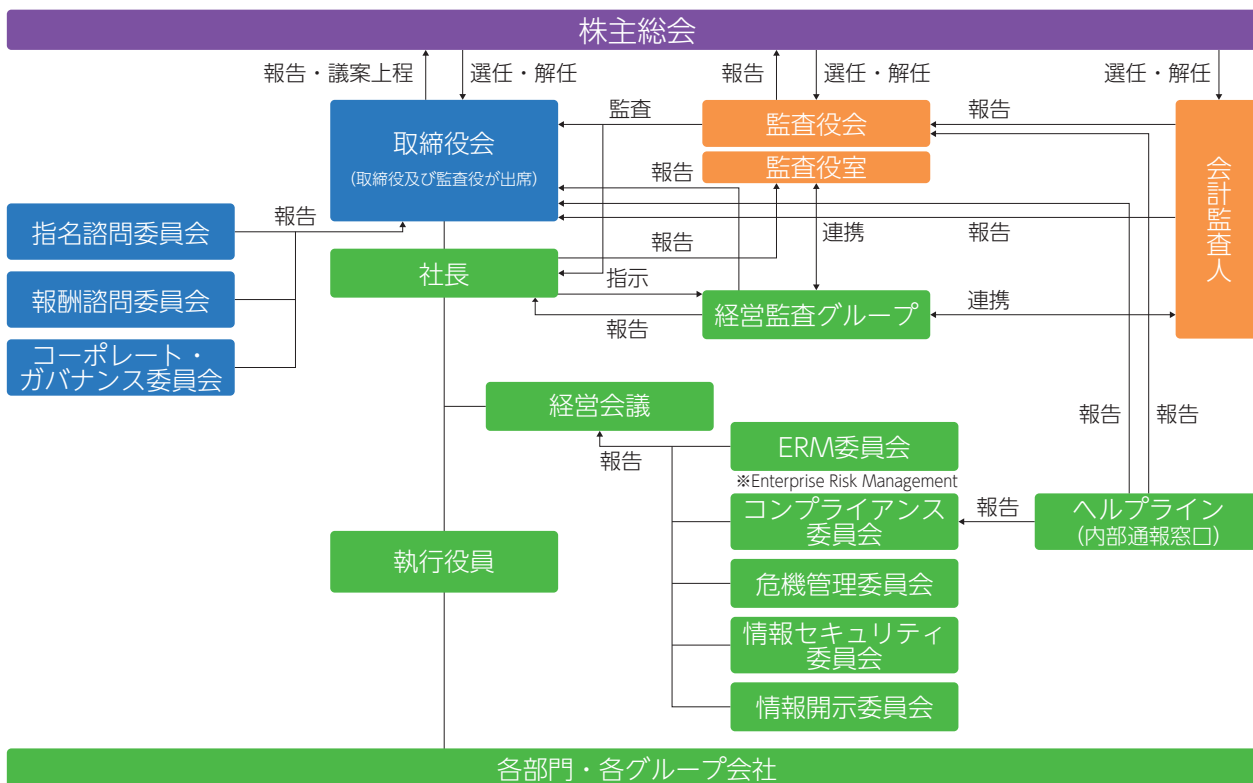
[https://www.tdk.com/ja/ir/tdk\\_management\\_policy/governance/index.html](https://www.tdk.com/ja/ir/tdk_management_policy/governance/index.html)



### (2) これまでの主な取り組み



### (3) 体制図 (2023年3月末現在)



#### ■取締役会諮問機関の概要

指名諮問委員会	独立社外取締役を委員長とし、過半数の委員を独立社外取締役で構成しております。同委員会は、取締役及び監査役並びに執行役員の名指に関し、期待される要件を審議の上、候補者を推薦することで、取締役及び監査役並びに執行役員の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与しております。
報酬諮問委員会	独立社外取締役を委員長とし、過半数の委員を独立社外取締役で構成しております。同委員会は、取締役及び執行役員並びに主要子会社の社長及びそれに準ずる役員の報酬の仕組みと水準を審議し、取締役に答申することで、報酬決定プロセスの透明性及びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た報酬の妥当性の確保に寄与しております。
コーポレート・ガバナンス委員会	当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、当社の中長期のコーポレート・ガバナンスのあり方や体制、当社のコーポレート・ガバナンスに関する方針、取締役会からの諮問事項等について審議を行い、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実を図ります。

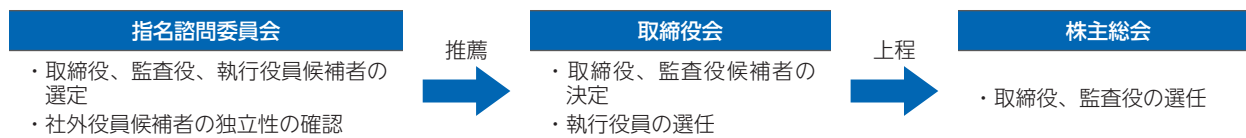
## (4) 役員指名

### ① 役員指名手続

指名諮問委員会は、取締役及び監査役並びに執行役員の名指しに関し、期待される要件を審議の上、候補者を推薦することで、取締役及び監査役並びに執行役員の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与しております。同委員会の委員長及び委員の過半数は、独立社外取締役が務めております。

また、同委員会は、社外役員の独立性についても審議しております。

なお、第2号議案及び第3号議案におけるすべての候補者は、同委員会による審議を経ております。



### ② 取締役会の構成

#### ■基本方針

- ・経営の迅速な意思決定を図るために取締役会を少人数構成とする。
- ・取締役の3分の1以上を独立社外取締役とする。
- ・取締役会議長は、監督と執行の一層の分離を図る観点から、原則として独立社外取締役が務める。

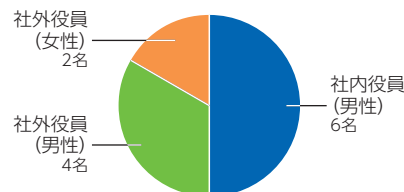
#### ■第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の社外役員の就任状況

取締役：7名中3名が独立社外取締役（うち女性1名）

監査役：5名中3名が独立社外監査役（うち女性1名）

合計：12名中6名が社外役員（うち女性2名）

#### 取締役と監査役を合わせた取締役会の構成



### ③ 社外役員の独立性基準

当社は、当社が招聘する社外取締役及び社外監査役の独立性を確保するため、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員の確保（有価証券上場規程第436条の2）」及び「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2」等を参考に、当社の【独立性検証項目】を設定しております。その概要は、以下のとおりであります。

#### 【独立性検証項目】

##### (1) TDKグループ関係者の場合

現在及び過去10年間に於いて、以下のいずれかのケースに該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。

- ①当社または当社子会社の取締役（社外取締役を除く）
- ②当社または当社子会社の監査役（社外監査役を除く）
- ③当社または当社子会社の執行役員
- ④当社または当社子会社の使用人

##### (2) 取引先の場合

現在及び過去3年間に於いて、下記①の取引先またはその業務執行者に該当する場合もしくは下記②に該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。

- ①当該取引により、TDKグループまたは当該取引先の存続発展に必要ないし多大な影響を及ぼす地位を有すると、客観的・合理的に認められる場合（依存度が高い場合、連結売上上の2%以上である場合、TDKグループから役員報酬以外に金銭その他の財産を受けている場合）
- ②当該取引先との取引において、TDKグループ内で当該社外役員の関与が認められる場合

##### (3) コンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合

現在及び過去3年間に於いて、以下のいずれかのケースに該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。

- ①役員報酬以外に、金銭その他の財産をTDKグループから得ることにより、当該社外役員（候補者の場合を含む、以下同じ）が独立役員としての職務を果たせないと、客観的・合理的に認められる場合（依存度が高い場合）
- ②当該社外役員の属する団体（以下、「当該団体」という）が、TDKグループから役員報酬以外に、金銭その他の財産を得ることにより、当該社外役員が独立役員としての職務を果たせないと客観的・合理的に認められる場合（年間総報酬の収入の2%以上である場合）
- ③専門家または当該団体から受けるサービス等がTDKグループの企業経営に不可欠ないし他に同等なサービス等の提供先が容易に見つからないなど、TDKグループの依存度が高い場合
- ④当該団体から受けるサービス等において、TDKグループ内で当該社外役員の関与が認められる場合

##### (4) 当該社外役員の近親者の場合

現在及び過去3年間に於いて、当該社外役員の近親者（2親等内の親族）が以下のいずれかのケースに該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。

- ①上記(2)または(3)に掲げる者（重要でない者を除く）
- ②当社または当社子会社の業務執行者（重要でない者を除く）

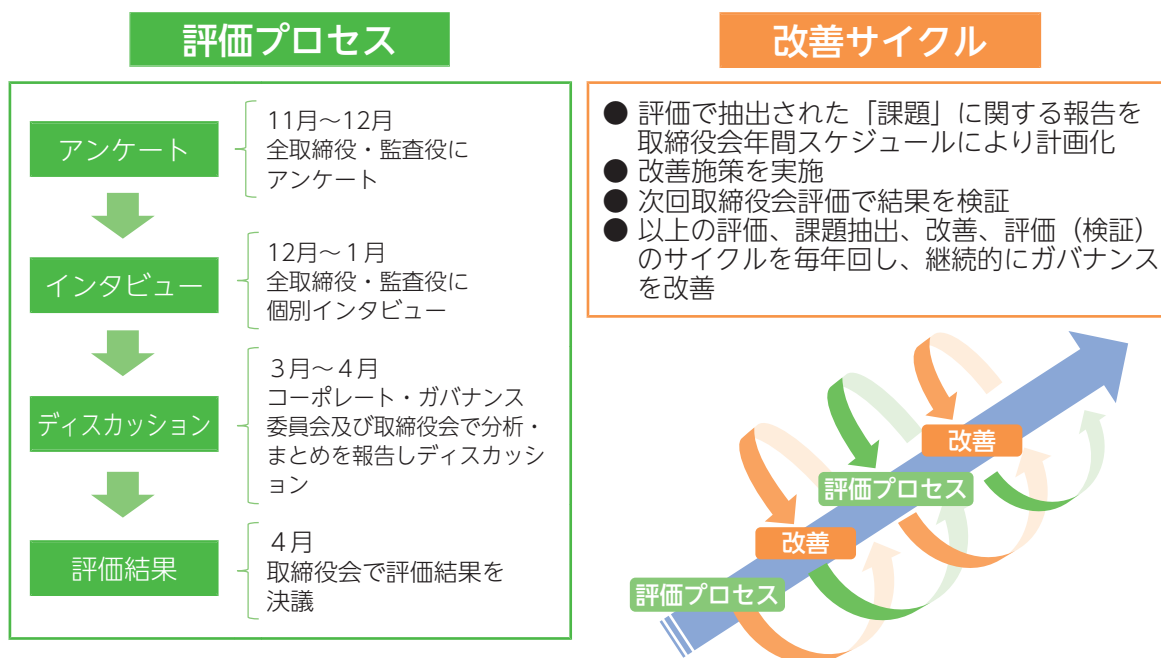
## (5) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会に期待されている機能が適切に果たされているかを検証し、その向上を図っていくために、毎期、取締役会の実効性評価を実施しております。また、その実効性を中立的・客観的に検証するため、一定期間毎（3年に一度を目途）に第三者評価機関に評価を依頼しております。

2023年3月期の取締役会評価においては、2022年3月期に第三者評価機関による調査を実施したことから、取締役会の諮問機関であるコーポレート・ガバナンス委員会（委員長：取締役会長 石黒成直）が中立的な立場で一次評価を実施し、取締役会によるディスカッションを経て、最終的な評価を行いました。また、前期の評価で抽出された課題に対しては、改善施策を実施し、その結果を検証することで、継続的にガバナンスの改善を図るサイクルを回しております。

評価の結果、取締役会及びその諮問委員会（指名諮問委員会及び報酬諮問委員会）は、規模や構成、議案や審議内容、議論の状況、経営への反映等の点から、実効性が十分に確保されていると判断されました。詳細については、当社ウェブサイト（URL等は24ページに記載）に掲載しております。

<取締役会評価プロセスとガバナンス改善サイクル>



以上

# 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におきましては、一部地域における新型コロナウイルス感染症の感染再拡大からの社会経済活動及び生産活動の回復傾向は続いているものの、長引くウクライナ危機等に起因するインフレの継続、欧米各国による政策金利上昇等により、世界経済は減速いたしました。第4四半期に入り、米国金融機関の破綻や欧州金融機関の経営危機懸念を発端とした金融不安から、世界経済の先行きに対する不透明感がさらに高まりました。また、国内外の金利差が為替相場に大きく影響し、円安が進行いたしました。

当社の連結業績に影響を与えるエレクトロニクス市場を概観しますと、最終需要の低迷から市場全体の生産は大きく減速いたしました。ICT（情報通信技術）市場では、スマートフォンの生産台数が前期の水準を大きく下回りましたが、一部新モデル向けの需要は堅調に推移いたしました。また、コロナ禍において旺盛であったノートパソコンやタブレット端末向けの需要は大幅に減少いたしました。HDD（ハードディスクドライブ）の生産台数は前期の水準を大きく下回り、パソコン向けのみならず、データセンター向けの需要も大幅に減少いたしました。一方、自動車市場においては、一部半導体不足の懸念が残るものの、生産台数は緩やかに回復し前期を上回る水準となりました。xEV（電気自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車等の電動車）化の伸展により部品搭載点数が増加し、部品需要は堅調に推移いたしました。また、産業機器市場においては、エネルギー価格高騰に伴い、再生可能エネルギーや家庭用蓄電システム向けの需要が拡大いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における当社の連結業績は、次のとおりとなりました。

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比増減
▶ 売上高	1,902,124百万円	<b>2,180,817</b> 百万円	<b>14.7%</b>
▶ 営業利益	166,775百万円	<b>168,827</b> 百万円	<b>1.2%</b>
▶ 税引前利益	172,490百万円	<b>167,219</b> 百万円	△ <b>3.1%</b>
▶ 親会社の所有者に帰属する当期利益	131,298百万円	<b>114,187</b> 百万円	△ <b>13.0%</b>
▶ 基本的1株当たり当期利益	346.44円	<b>301.19</b> 円	△ <b>45.25</b> 円

- (注) 1. 当社は、2021年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。基本的1株当たり当期利益につきましては、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
2. 当社は、当連結会計年度から国際財務報告基準（以下「IFRS」）に基づいて連結計算書類を作成しております。本事業報告中に記載の前連結会計年度の数値については、別途注記がある場合を除き、IFRSに組替えた数値を記載しております。
3. 当連結会計年度において、今後の需要動向や業績見通しを精査した結果、収益改善に課題を抱える事業を中心に、減損損失と構造改革費用を合わせて477億円計上しております。また、定年年齢延長に伴う退職給付負債減少による収益を120億円計上しております。

## (2) 部門別概況

当社グループの売上高は〔受動部品〕、〔センサ応用製品〕、〔磁気応用製品〕及び〔エネルギー応用製品〕の4つの報告セグメントと、これらに属さない〔その他〕で構成されます。セグメントを構成する事業区分別の売上高の概況は、次のとおりであります。

〔連結〕

セグメントを構成する事業	主な用途	売上高	構成比	前連結会計年度比増減
		百万円	%	%
コンデンサ		239,693	11.0	21.0
インダクティブデバイス	自動車、産業機器、 通信機器、コンピューター等	198,481	9.1	10.1
その他受動部品		137,765	6.3	6.4
受動部品		575,939	26.4	13.4
センサ応用製品	自動車、産業機器、 通信機器等	169,543	7.8	29.7
磁気応用製品	コンピューター及び コンピューター周辺機器、 自動車、産業機器等	200,573	9.2	△19.3
エネルギー応用製品	通信機器、コンピューター、 産業機器、自動車等	1,173,355	53.8	21.5
その他	通信機器、産業機器等	61,407	2.8	23.5
<b>合計</b>		2,180,817	100.0	14.7
海外売上高（内数）		2,004,381	91.9	14.3

(注) 組織変更に伴い、従来「その他」に属していた一部製品を「受動部品」のその他受動部品に、「受動部品」のその他受動部品に属していた一部製品を「受動部品」のコンデンサ及びインダクティブデバイスに、それぞれ当連結会計年度期首から区分変更しております。これに伴い、前連結会計年度比の算出は、当連結会計年度の区分にあわせて組替えた前連結会計年度の売上高に基づいております。



## 受動部品セグメント

当セグメントは、①コンデンサ事業②インダクティブデバイス事業③その他受動部品で構成され、連結売上高は、575,939百万円（前期507,826百万円、前期比13.4%増）となりました。

コンデンサ事業は、セラミックコンデンサ、アルミ電解コンデンサ及びフィルムコンデンサから構成され、連結売上高は、239,693百万円（前期198,145百万円、前期比21.0%増）となりました。セラミックコンデンサの販売は、自動車市場向けが増加いたしました。アルミ電解コンデンサ及びフィルムコンデンサの販売は、産業機器市場及び自動車市場向けが増加いたしました。

インダクティブデバイス事業の連結売上高は、198,481百万円（前期180,239百万円、前期比10.1%増）となりました。自動車市場及び産業機器市場向けの販売が増加いたしました。

その他受動部品は、高周波部品及び圧電材料部品・回路保護部品で構成されており、連結売上高は、137,765百万円（前期129,442百万円、前期比6.4%増）となりました。産業機器市場及び自動車市場向けの販売が増加いたしました。

## センサ応用製品セグメント

当セグメントは、温度・圧力センサ、磁気センサ及びMEMSセンサで構成され、連結売上高は、169,543百万円（前期130,769百万円、前期比29.7%増）となりました。主にICT市場及び自動車市場向けの販売が増加いたしました。

## 磁気応用製品セグメント

当セグメントは、HDD用ヘッド、HDD用サスペンション及びマグネットで構成され、連結売上高は、200,573百万円（前期248,446百万円、前期比19.3%減）となりました。

HDD用ヘッド及びHDD用サスペンションは、ICT市場向けの販売が減少いたしました。マグネットは、自動車市場向けの販売が増加いたしました。なお、販売の低迷等に伴う収益力の低下から、サスペンション応用製品に係る有形固定資産等についての減損損失を192億円計上するなど、HDD用ヘッド及びHDD用サスペンション事業全体で、減損損失や構造改革にかかる一時費用を257億円計上いたしました。

## エネルギー応用製品セグメント

当セグメントは、エネルギーデバイス（二次電池）及び電源で構成され、連結売上高は、1,173,355百万円（前期965,345百万円、前期比21.5%増）となりました。

エネルギーデバイスの販売は、主にICT市場向けが大幅に増加いたしました。なお、販売の低迷等に伴う収益力の低下から、EV用電源製品に係る有形固定資産等についての減損損失を118億円計上いたしました。

## その他

その他は、メカトロニクス（製造設備）及びスマートフォン向けカメラモジュール用マイクロアクチュエータ等で構成され、連結売上高は、61,407百万円（前期49,738百万円、前期比23.5%増）となりました。

メカトロニクスは、産業機器市場向けの販売が増加いたしました。スマートフォン向けカメラモジュール用マイクロアクチュエータは、ICT市場向けの販売が増加いたしました。

### (3) 設備投資の状況

当社グループは、エレクトロニクス市場における急速な技術革新や販売競争の激化に的確に対応するため、当連結会計年度において275,709百万円（前期291,337百万円、前期比5.4%減）の設備投資を実施いたしました。

投資した主要な設備は、二次電池の増産・生産合理化のための工場及び製造設備、セラミックコンデンサ及びインダクティブデバイスの増産・生産合理化のための製造設備並びにHDD用高密度次世代ヘッド及びHDD用サスペンションの製造設備であり、当連結会計年度においては、これらの主要事業を中心に設備投資を実施いたしました。

### (4) 研究開発の状況

当社グループは、多様化するエレクトロニクス市場に対応するため、継続的な新製品開発の強化・拡大を図っており、当連結会計年度において179,467百万円（前期165,250百万円、前期比8.6%増）の研究開発を実施いたしました。

D X（デジタルトランスフォーメーション）とE X（エネルギートランスフォーメーション）を支える最先端技術により、持続可能な社会の発展に貢献すべく、マーケティング機能との連携を強化し、今後の成長が期待される二次電池、センサ等の開発に注力しております。

また、研究開発のグローバル4極体制（日本、米州、欧州、アジア）とTime to Marketの考えのもと、各地域の最先端企業や研究開発機関との連携による製品開発を展開しております。

## (5) 資金調達及び借入の状況

当連結会計年度末における当社グループの社債及び借入債務の残高は、次のとおりであります。

項目	前連結会計年度末残高	当連結会計年度末残高	前連結会計年度末比増減
社債	199,279百万円	199,399百万円	120百万円
短期・長期借入債務	480,534百万円	552,759百万円	72,225百万円
合 計	679,813百万円	752,158百万円	72,345百万円

なお、社債の発行及び短期・長期借入は、主に当社が行っております。当事業年度末における当社発行の社債の内容及び当社の主な借入先は、次のとおりであります。

### ① 普通社債

区分	発行日	発行総額	利率	償還期限
第5回無担保社債	2020年7月28日	30,000百万円	年0.18%	2025年7月28日
第6回無担保社債	2020年7月28日	30,000百万円	年0.31%	2027年7月28日
第7回無担保社債	2020年7月28日	40,000百万円	年0.43%	2030年7月26日
第8回無担保社債	2021年12月2日	30,000百万円	年0.15%	2026年12月2日
第9回無担保社債 (TDKサステナビリティ・リンク・ボンド)	2021年12月2日	40,000百万円	年0.26%	2028年12月1日
第10回無担保社債	2021年12月2日	30,000百万円	年0.38%	2031年12月2日

(注) TDKサステナビリティ・リンク・ボンドとは、「TDK環境ビジョン2035」の実現に向けて、その達成手段を指標として組み込んだ社債であります。

### ② 主な借入先

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	76,000百万円
株式会社三井住友銀行	70,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	70,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	53,000百万円
株式会社みずほ銀行	52,500百万円
株式会社日本政策投資銀行	20,000百万円

## (6) 事業の譲渡及び他の会社の事業の譲受け、他の会社の株式等の取得及び処分等の状況

該当する重要な事項はありません。

## (7) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

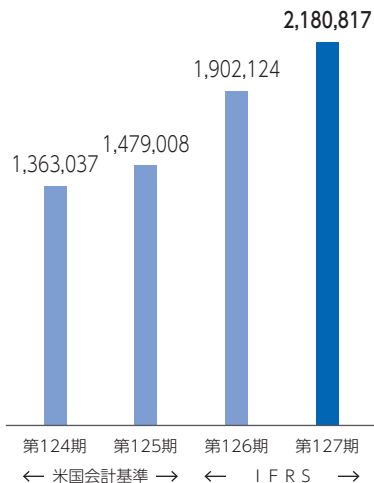
〔連結〕

区 分	第124期 (2019年4月1日～ 2020年3月31日)	第125期 (2020年4月1日～ 2021年3月31日)	第126期 (2021年4月1日～ 2022年3月31日)		第127期 (2022年4月1日～ 2023年3月31日)
	米国会計基準	米国会計基準	米国会計基準	I F R S	I F R S
売上高 (百万円)	1,363,037	1,479,008	1,902,124	1,902,124	2,180,817
営業利益 (百万円)	97,870	111,535	166,665	166,775	168,827
税引前利益 (百万円)	95,876	121,904	234,185	172,490	167,219
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	57,780	79,340	183,632	131,298	114,187
基本的1株当たり当期利益 (円)	152.49	209.36	484.53	346.44	301.19
資産合計 (百万円)	1,943,379	2,401,433	3,086,924	3,041,653	3,147,027
親会社の所有者に帰属 する持分 (百万円)	843,957	1,003,538	1,346,683	1,300,317	1,458,446
1株当たり親会社所有者 帰属持分 (円)	2,227.05	2,648.08	3,553.02	3,430.69	3,845.28
1株当たり年間配当金 (円)	60.00	60.00	78.33	78.33	106.00
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (ROE) (%)	6.7	8.6	15.6	11.6	8.3
資産合計当期利益率 (ROA) (%)	2.9	3.7	6.7	4.9	3.7
親会社所有者帰属持分 配当率 (D O E) (%)	2.6	2.5	2.5	2.6	2.9

- (注) 1. 当社は、第127期から I F R S に基づいて連結計算書類を作成しており、上記は I F R S に準拠した科目で表示しております。また、第126期については、I F R S に組替えた数値を併せて記載しております。
2. 基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分は、それぞれ自己株式を控除した、加重平均発行済株式数及び期末発行済株式数で算出しております。
3. 当社は、2021年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。基本的1株当たり当期利益、1株当たり親会社所有者帰属持分及び1株当たり年間配当金につきましては、第124期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
4. 第127期の1株当たり年間配当金106.00円のうち、期末配当の53.00円につきましては、2023年6月22日開催の第127回定時株主総会においてご決議いただく予定であります。

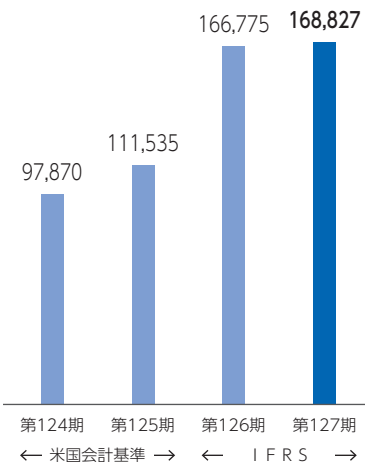
### 売上高

(単位：百万円)



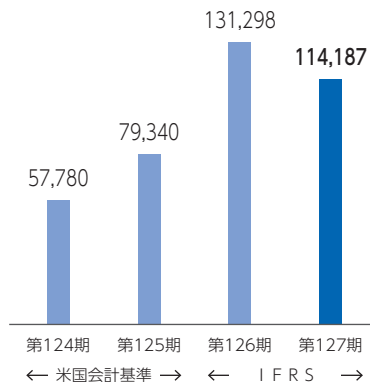
### 営業利益

(単位：百万円)



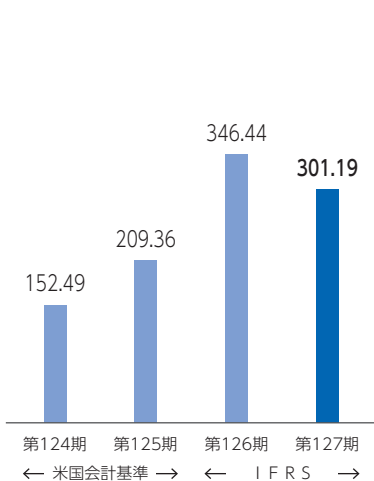
### 親会社の所有者に帰属する当期利益

(単位：百万円)



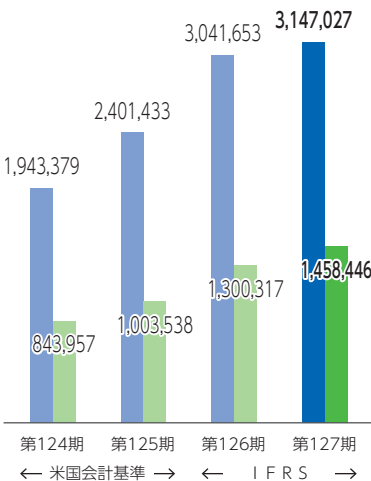
### 基本的1株当たり当期利益

(単位：円)



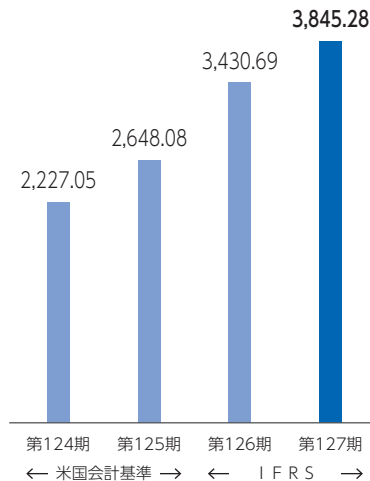
### 資産合計/親会社の所有者に帰属する持分

(単位：百万円)



### 1株当たり親会社所有者帰属持分

(単位：円)



## (8) 対処すべき課題

### ① 当社グループの中長期的な経営戦略

エレクトロニクスを取り巻く環境は、大きな変革期を迎えており、化石燃料から再生可能エネルギーをベースとする社会への転換（エネルギートランスフォーメーション、E X）及びIoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）といったデジタル技術が社会のあらゆる領域に浸透することによりもたらされる変革（デジタルトランスフォーメーション、D X）が始まっております。

当社グループは、このような社会環境の変化を、新たな社会貢献と事業成長の機会と捉えて、2022年3月期から2024年3月期までを対象とした中期経営計画「Value Creation 2023」を策定し、遂行しております。この「Value Creation 2023」においては、社会課題を解決し持続可能な社会の実現に貢献する「Social Value（社会的価値）」の追求をすべての企業活動の起点に置いており、それをもとに「Commercial Value（成長戦略）」と「Asset Value（資本効率）」の増大を実現し、「Social Value」をさらに創造していくサイクルを回してまいります。

具体的には、お客様に満足していただけるソリューションを提供し、期待を超える体験をしていただくCX（Customer ExperienceとConsumer Experience）の実現に向けて、2つの大きな社会課題であるDXとEXに貢献することで、価値ある存在となることを目指します。例えば、DXにおいては、高速通信ネットワーク、センサ、自動運転、ロボット用の製品等の供給を通じて、デジタル技術による社会の変革に貢献してまいります。また、EXにおいては、高効率なエネルギー社会の実現に必要なエネルギーの蓄電、変換、制御に関わる製品、電気自動車・再生可能エネルギー関連の製品等の供給により、脱炭素社会の推進に貢献してまいります。

このように社会に価値ある製品を提供することでビジネスの機会を捉え、同時にスピード重視の経営システムを確立してまいります。そして、企業としての透明性を確保して社会で信頼される存在となり、さらに大きく社会に貢献してまいります。

SDGs（2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際開発目標）や、政治経済、技術、市場等のマクロトレンドを踏まえ、中期経営計画を実現するうえで当社グループが最優先で取り組むべき経営課題として「TDKグループのマテリアリティ（重要課題）」を設定しております。この「TDKグループのマテリアリティ」では、EX、DXを社会的価値創造と企業成長のために当社グループが注力する事業領域と定め、また、「品質管理」、「人材マネジメント」、「サプライチェーンマネジメント」、「オポチュニティ&リスクマネジメント」、「権限委譲と内部統制の追求」、「資産効率の向上」を価値創造の基盤となる領域として設定いたしました。

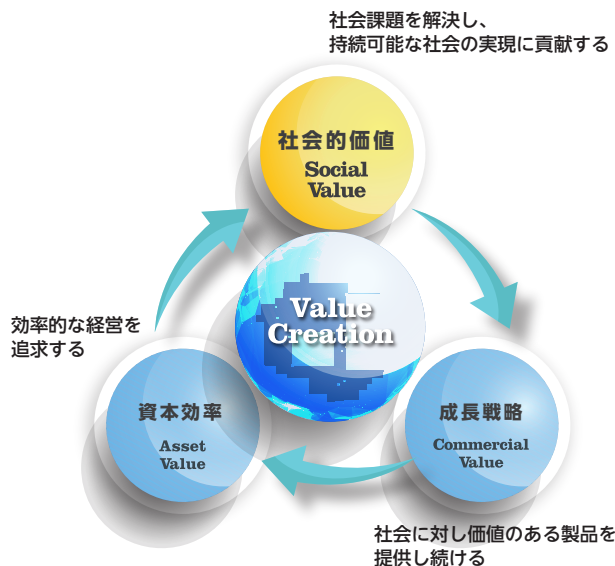
## ② 当社グループの対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症からの社会経済活動及び生産活動の再開によりエネルギー需要が急回復する一方、化石燃料に対する投資不足等の複合的な要因によるエネルギー価格の高騰や、ロシアによるウクライナ侵攻により世界のエネルギー情勢はますます混迷しております。また、米中間の政治的緊張から、米国が中国への半導体製造設備や技術の輸出を規制するなど、経済分野における米中デカップリング（分断）が進行しております。

しかしながら、このような社会構造・産業構造の変化の中にあっても、エレクトロニクス市場において、E XやD Xの潮流は拡大し、当社グループの事業領域に新たな市場の創造をもたらすことも見込まれます。例えば、E Xにおいては再生可能エネルギーや電気自動車の普及、D Xにおいては5 G（第5世代移動通信システム）の普及とBeyond 5 Gへの移行、自動車におけるADAS（先進運転支援システム）の実用化、I o T・ウェアラブル製品やクラウドサービスのさらなる普及等が、当社グループにおける大きな成長機会であると捉えております。これらの大きな変化に乗り遅れることなく、成長機会を確実に捉えるため、積極的な研究・技術開発を行い、競争力を持つ新製品のタイムリーな投入と需要に応じた生産能力の拡大を行ってまいります。

成長を実現するために、マテリアリティとして設定した「品質管理」、「人材マネジメント」、「サプライチェーンマネジメント」、「オポチュニティ&リスクマネジメント」、「権限委譲と内部統制の追求」、「資産効率の向上」の課題への取り組みが重要となってまいります。

例えば「サプライチェーンマネジメント」においては、原材料の安定調達やサプライチェーンにおける人権問題への対応等の各種施策に取り組んでおります。さらに、「資産効率の向上」の一環として、グループの事業ポートフォリオの見直し・再構築に取り組んでおります。また、成長を支える根本は人です。外国人従業員比率が約9割である当社グループにとって、人材の多様さと豊富さが競争力の源泉の一つであり、才能ある人材を惹きつけ、確保するための「人材マネジメント」に関する各種施策に継続的に取り組んでおります。



## 2CX実現に向けてDXとEXを加速させ、持続可能な社会のための価値を創造する

### EX

電子デバイスでムダ熱とノイズを最小化し、  
エネルギー・環境問題に貢献

- 2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロ実現に向けた、エネルギーの有効利用と再生可能エネルギーの利用拡大
- 脱炭素社会を実現するためにグリーンエネルギーを創出する製品・ソリューションの提供
- エネルギーの蓄電、変換、制御によって効率的なエネルギー社会を実現する製品・ソリューションの提供

### DX

マテリアルサイエンスとプロセス技術に  
ソフトウェア技術を加え、社会のデジタル化を促進

- 強靱なコミュニケーションネットワークインフラ構築を支える製品・ソリューションの提供
- 人の能力強化と補完を促進するための、ロボット化・モビリティ化を支える製品・ソリューションの提供
- TDKのデジタル化推進

#### 品質管理

- ゼロデフェクトの追求
- 品質コストの削減
- 製品とサービスの品質向上による顧客満足度の最大化

#### 人材 マネジメント

- TDKをリードする人材の育成
- ダイバーシティ&インクルージョン
- 才能ある人材を惹きつけ、確保するための従業員エンゲージメントおよび従業員満足度向上

#### サプライチェーン マネジメント

- グローバルでの調達力と仕組みの強化
- 責任ある資材調達
- サプライチェーンにおける社会・環境配慮

#### オポチュニティ& リスクマネジメント

- デジタル技術を駆使したマーケティングの強化による効果的な事業機会の特定と取り込み
- グループ全体のリスク管理能力の強化

#### 権限委譲と 内部統制の追求

- 各組織の明確な役割と権限、責任に基づいた業務のスピードと透明性の確保
- グループ統一の方針に沿った、より有効かつ効率的な各グループ会社のマネジメントシステム構築
- 買収会社に対する適切なPMI

#### 資産効率の向上

- 事業ポートフォリオの再構築
- 設備や生産拠点の最適化



## TDKグループのサステナビリティの取り組み

### TDKグループ サステナビリティビジョン 「テクノロジーですべての人を幸福に」

TDKグループは、地球環境の再生・保護に努め、人権を尊重し、独自のコアテクノロジーとソリューションの提供により、すべての人々にとって持続可能で幸福な社会を実現する

当社グループは、経営理念に基づき事業を通じた社会課題解決を目指すことを基本とするとともに、TDKグループ「サステナビリティビジョン」を策定しております。

これは、TDK独自のコアテクノロジーとソリューションを最大限活かし、「すべての人々にとって持続可能で幸福な社会を実現する」ことを描いたものとなります。

このビジョンをグループ全体で共有しながら事業への落とし込みを図り、幸福な社会の実現に向けた具体的施策を検討・実践してまいります。

### 本業を通じたSDGsへの取り組み

当社グループは、SDGsで特定された世界的な課題に対して、当社グループの製品や技術力が活かせることは何か、また課題を起点に新たに生み出せる技術やソリューションがないかについて検討し、注力すべき重点領域を決定いたしました。当社グループの製品が活躍する社会イメージとして、6つのSDGsへの取り組みをご紹介します。



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な消費と生産のパターンを確保する



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

自動車

ICT

産業機器・エネルギー

プロダクト（受動部品・センサ応用製品・磁気応用製品・エナジー応用製品・その他）

SDGsへの取り組みの詳細については、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。

[https://www.tdk.com/ja/sustainability2022/tdk\\_sustainability/sdgs](https://www.tdk.com/ja/sustainability2022/tdk_sustainability/sdgs)



## 気候変動への取り組み

### 環境ビジョン「TDK環境ビジョン2035」

当社は、2035年におけるTDKのあるべき姿を「自然の循環を乱さない環境負荷で操業すること」と定義づけた「TDK環境ビジョン2035」を策定し、原材料の使用から製品の使用・廃棄に至る、ライフサイクル的視点での環境負荷の削減に取り組んでおります。

また、当社は、2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロ実現に向けて、適切な活動KPI及びモニタリング指標を設定し、温室効果ガス削減活動を強化しております。



### 再生可能エネルギーの利用拡大

当社は、2022年11月、事業活動で使用する電力を100%再生可能エネルギーにすることを旨とする国際的なイニシアティブ「RE100<sup>\*1</sup>」に加盟し、2050年までに、国内外のすべての事業所で使用する電力の100%を再生可能エネルギー由来にすることを目指しております。なお、当社は、2023年4月から、国内の東北・新潟エリアのすべての製造拠点において、使用する電力の100%を再生可能エネルギー由来とし操業しております。2023年中には、東北・新潟エリア以外のエリアも含む国内の主要な製造拠点において、使用する電力の100%を再生可能エネルギー由来とすることを旨とし、活動を進めてまいります。

### グループ全体での再生可能エネルギー導入率



※2：RE導入率を50%以上とする目標については、その達成時期を1年前倒しして、2024年度中に達成できる見込みです。



※1：国際的な環境NGOである「Climate Group」と「CDP」のパートナーシップのもと運営する国際的なイニシアティブ。事業で使用する電力の再生可能エネルギー100%化にコミットする企業で構成される。

### TCFD提言に基づく情報開示

当社は、2019年5月、気候変動が企業の財務に与える影響の分析・情報開示を推奨する提言を行うTCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures：気候変動関連財務情報開示タスクフォース) への賛同を表明いたしました。当社は、気候変動による事業へのリスクと機会を評価し、適切な情報開示を行うことが、これからの企業の成長と持続可能な社会構築の両立には欠かせないと考え、順次取り組みを進めております。



気候変動対応の詳細については、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。

[https://www.tdk.com/ja/sustainability2022/environmental\\_responsibility/climate-action](https://www.tdk.com/ja/sustainability2022/environmental_responsibility/climate-action)



## ダイバーシティ（多様性）への取り組み

当社は、2020年10月、人財本部国内人財開発統括部に「ダイバーシティ推進部」を設置いたしました。

当社が社会から必要とされ、期待され続ける企業であるために、世界中の従業員が性別、世代、国籍、民族に関係なく、お互いを尊重し合い、自由闊達に意見をぶつけ合える風土の醸成にこれからも努めてまいります。第一ステップとして、日本の女性の活躍推進に取り組んでおり、創業100年にあたる2035年に、女性管理職の割合15%を目指すことを定め、女性が働きやすくなるための環境整備を進めております。

ダイバーシティに関する情報は、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.tdk.com/ja/sustainability2022/social/diversity-inclusion>



## 人権尊重への取り組み

### 人権尊重に対する方針

当社グループは、2016年に「TDKグループ人権ポリシー」を策定いたしました。人権に関する国際規範を尊重・支持するとともに、2011年に国連で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」の枠組みに基づいて、グループ内の事業活動はもとより、バリューチェーン全体における潜在的な人権課題を正しく理解し改善するための取り組みを進めております。

### 人権デューデリジェンスのプロセス

当社グループは、「ビジネスと人権に関する指導原則」で示されている手順に従って、右記のとおり人権デューデリジェンスのプロセスを決定し、活動を推進しております。



### ダイアログ

- ・TDK企業倫理綱領
- ・TDKグループ人権ポリシー
- ・TDKサプライヤー行動規範
- ・バリューチェーンにおける人権課題の特定
- ・発生可能性×影響の大きさ×自社の影響度でリスク評価
- ・評価結果をもとに重点課題の決定
- ・重点課題ごとの詳細リスク評価
- ・新たなビジネス関係（合併・買収時等）における人権リスク評価
- ・重点課題について、課題に応じた対策の実施とレビュー
- ・人権に関する教育
- ・サステナビリティWEB
- ・人権に関するステートメント

人権尊重に関する情報は、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。

[https://www.tdk.com/ja/sustainability2022/social/human\\_rights](https://www.tdk.com/ja/sustainability2022/social/human_rights)



《ご参考》2024年3月期の連結業績予想（2023年4月28日公表）

	2023年3月期実績	2024年3月期予想	2023年3月期比増減
売上高	2,180,817百万円	2,020,000百万円	△7.4%
営業利益	168,827百万円	190,000百万円	12.5%
税引前利益	167,219百万円	188,000百万円	12.4%
親会社の所有者に帰属する当期利益	114,187百万円	147,000百万円	28.7%
1株当たり年間配当金	106.00円	116.00円	10.00円

(9) 主要な事業内容

当社グループは、電子部品等の製造及び販売を行っており、4つの報告セグメントと、これらに属さないその他を構成する主な事業は、次のとおりであります。

セグメント	主な事業・製品
受動部品	セラミックコンデンサ、アルミ電解コンデンサ、フィルムコンデンサ、インダクティブデバイス（コイル、フェライトコア、トランス）、高周波部品、圧電材料部品・回路保護部品
センサ応用製品	温度・圧力センサ、磁気センサ、MEMSセンサ
磁気応用製品	HDD用ヘッド、HDD用サスペンション、マグネット
エネルギー応用製品	エネルギーデバイス（二次電池）、電源
その他	メカトロニクス（製造設備）、スマートフォン向けカメラモジュール用マイクロアクチュエータ等

## (10) 主要な営業所及び工場

### ① 当社

本 社	東京都中央区
営 業 所	仙台営業所（宮城）、松本営業所（長野）、名古屋営業所（愛知）、大阪営業所（大阪） 九州営業所（福岡）
工 場	本荘工場（秋田）、にかほ工場（秋田）、稲倉工場（秋田）、大内工場（秋田） 成田工場（千葉）、甲府工場（山梨）、浅間テクノ工場（長野） 千曲川テクノ工場（長野）、静岡工場（静岡）、三隈川工場（大分）
研究・開発拠点	千葉県市川市、成田市

### ② 子会社

〔(11) 重要な子会社の状況 ① 重要な子会社の状況〕に記載のとおりであります。

## (11) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
TDKラムダ株式会社 (東京都中央区)	百万円 2,976	100%	エナジー応用製品の製造・販売
TDKエレクトロニクスファクトリーズ 株式会社 (秋田県由利本荘市)	百万円 200	100%	受動部品の製造
TDK China Co., Ltd. (中国・上海市)	千人民元 1,264,925	100%	中国子会社の管理・統括
TDK HONGKONG COMPANY LIMITED (中国・香港)	千香港ドル 25,500	100%	受動部品の製造・販売
SAE Magnetics (Hong Kong) Limited (中国・香港)	千香港ドル 50	*100%	磁気応用製品の製造・販売
TDK Xiamen Co., Ltd. (中国・廈門市)	千人民元 770,099	*100%	受動部品の製造・販売
Amperex Technology Limited (中国・香港)	千米ドル 267,588	*100%	エナジー応用製品の製造・販売
TDK (Shanghai) International Trading Co., Ltd. (中国・上海市)	千人民元 1,659	100%	受動部品の販売
TDK Taiwan Corporation (台湾・台北市)	千台湾ドル 424,125	95.4%	「その他」に区分される製品の製造・販売
Magnecomp Precision Technology Public Co., Ltd. (タイ・アユタヤ県)	千米ドル 96,333	99.8%	磁気応用製品の製造・販売
TDK Electronics Korea Corporation (韓国・ソウル市)	千韓国ウォン 10,000,000	100%	受動部品の販売

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
TDK U.S.A. Corporation (米国・ニューヨーク州)	百米ドル 8	100%	米国子会社の管理・統括
InvenSense, Inc. (米国・カリフォルニア州)	千米ドル 79	*100%	センサ応用製品の製造・販売
TDK Corporation of America (米国・イリノイ州)	千米ドル 3,800	*100%	受動部品の販売
TDK Europe S.A. (ルクセンブルク・ヴィンドホフ市)	千ユーロ 20,974	100%	欧州子会社の管理・統括
TDK Electronics AG (ドイツ・ミュンヘン市)	千ユーロ 66,682	100%	受動部品の製造・販売
TDK Europe GmbH (ドイツ・ミュンヘン市)	千ユーロ 46,545	*100%	受動部品の販売
TDK-Micronas GmbH (ドイツ・フライブルク市)	千ユーロ 500	100%	センサ応用製品の製造・販売

- (注) 1. 資本金及び議決権の所有割合は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. \*印は、間接保有を含む比率であります。  
3. TDK 秋田株式会社、TDK 庄内株式会社及びTDK 甲府株式会社は、2022年4月1日を効力発生日として、TDK 秋田株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。同日付で、TDK 秋田株式会社は、その商号をTDK エレクトロニクスファクトリーズ株式会社に変更いたしました。

## ② 企業結合等の状況

区分	会社数	前連結会計年度末比増減
連結子会社	国内	10 △2社 (内訳：2社減)
	海外	130 5社 (内訳：7社増、2社減)
	合計	140 3社 (内訳：7社増、4社減)
持分法適用関連会社	国内	3 -
	海外	3 1社 (内訳：1社増)
	合計	6 1社 (内訳：1社増)

## (12) 従業員の状況

### 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
102,908名	△13,900名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、パートを除いて記載しております。  
2. 前連結会計年度末比減少の主な要因は、エナジー応用製品セグメントにおける人員の減少によるものであります。

### (13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

二次電池事業における合併会社の設立及び持株会社の設立

当社の子会社であるAmperex Technology Limited（以下「A T L社」、中国・香港）は、2021年4月28日付で、Contemporary Amperex Technology Co., Limited（以下「C A T L社」、中国・福建省）との間で、家庭用蓄電システム、電動二輪車のほか産業用途等に適した中型二次電池事業に関して合併会社の設立を伴う業務提携に関する契約を締結いたしました。

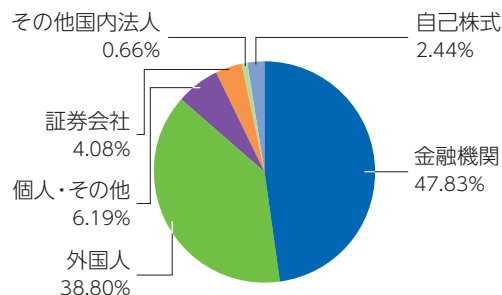
また、当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、A T L社の子会社として、上記の合併会社の株式の所有及び管理を行う持株会社の設立を決議いたしました。これらの持株会社及び合併会社2社は、2022年6月、次のとおり設立されました。

会社名	設立年月日	出資比率	事業内容
Xiamen Ampeak Technology Limited	2022年6月8日	A T L社 100%	C A T L社とA T L社の合併会社（2社）の株式の所有・管理
Xiamen Ampcore Technology Limited	2022年6月13日	A T L社 30% C A T L社 70%	二次電池セルの開発・製造・販売
Xiamen Ampack Technology Limited	2022年6月14日	A T L社 70% C A T L社 30%	二次電池パックの開発・製造・販売

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,440,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 388,771,977株  
(自己株式9,490,269株を含む)
- (3) 株主数 33,282名  
(前事業年度末比3,342名減)

### 《ご参考》所有者別株式分布状況 (発行済株式の総数に対する比率)



### (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	107,822	28.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	55,184	14.55
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	7,453	1.96
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6,779	1.79
JPMORGAN CHASE BANK 385781	4,803	1.27
HSBC HONGKONG - TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	4,758	1.25
BBH FOR GLOBAL X LITHIUM AND BATTERY TECH ETF	4,500	1.19
JPMORGAN CHASE BANK 385632	4,456	1.17
JPMORGAN証券株式会社	3,790	1.00
GOVERNMENT OF NORWAY	3,759	0.99

- (注) 1. 持株比率は、自己株式9,490,269株を控除して計算しております。  
2. 自己株式は、上記大株主からは除外しております。



### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)	行使期間	保有状況	
						取締役	監査役
2010年	2010年5月26日	24個	普通株式 7,200株	421,300円 (公正価値)	2010年7月4日～ 2030年7月3日	—	—
2011年	2011年5月25日	31個	普通株式 9,300株	392,500円 (公正価値)	2011年7月3日～ 2031年7月2日	—	1名 3個
2012年	2012年6月21日	51個	普通株式 15,300株	277,000円 (公正価値)	2012年7月8日～ 2032年7月7日	—	1名 3個
2013年	2013年6月19日	65個	普通株式 19,500株	311,200円 (公正価値)	2013年7月7日～ 2033年7月6日	—	1名 15個
2014年	2014年6月18日	147個	普通株式 44,100株	413,600円 (公正価値)	2014年7月6日～ 2034年7月5日	—	2名 28個
2015年	2015年7月31日	376個	普通株式 112,800株	680,600円 (公正価値)	2015年8月23日～ 2035年8月22日	2名 64個	2名 42個
2016年	2016年6月17日	305個	普通株式 91,500株	427,300円 (公正価値)	2016年7月10日～ 2036年7月9日	2名 114個	2名 25個
2017年	2017年6月16日	188個	普通株式 56,400株	658,400円 (公正価値)	2017年7月9日～ 2037年7月8日	3名 49個	2名 17個
2018年	2018年3月23日	451個	普通株式 135,300株	837,300円 (公正価値)	2018年4月8日～ 2038年4月7日	3名 140個	2名 29個
2018年第2号	2018年6月20日	24個	普通株式 7,200株	1,041,000円 (公正価値)	2018年7月8日～ 2038年7月7日	—	—

	発行決議日	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式の 種類及び数	新株予約権 1個当たりの 払込金額 (発行価額)	行使期間	保有状況		
						取締役	監査役	
2019年	2019年3月26日	136個	普通株式 40,800株	856,200円 (公正価値)	2019年4月7日~ 2039年4月6日	3名	36個	—
2019年第2号	2019年6月19日	32個	普通株式 9,600株	780,000円 (公正価値)	2019年7月7日~ 2039年7月6日	—	—	—
2020年	2020年3月25日	2個	普通株式 600株	759,600円 (公正価値)	2020年4月12日~ 2040年4月11日	—	—	—

- (注) 1. 上記の新株予約権は、いずれも行使価額が1株当たり1円の株式報酬型であります。  
2. 社外取締役及び監査役には、新株予約権を付与しておりません。  
3. 取締役が保有している新株予約権には、執行役員時に付与されたものが含まれております。  
4. 監査役が保有している新株予約権は、執行役員時に付与されたものであります。  
5. 2020年6月23日開催の第124回定時株主総会においてご承認いただいた事後交付型株式報酬制度の導入に伴い、付与済のものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止いたしました。  
6. 当社は、2021年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は調整されております。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権等の状況**  
該当する事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	齋藤 昇	・加湿器対策本部長
代表取締役 専務執行役員	山西 哲司	・経理・財務本部長
取締役 会長	石黒 成直	・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ社外取締役
取締役 常務執行役員	佐藤 茂樹	・技術・知財本部長
社外 取締役	中山 こずゑ	・株式会社帝国ホテル社外監査役 ・いすゞ自動車株式会社社外取締役 ・株式会社南都銀行社外取締役
社外 取締役	岩井 睦雄	・日本たばこ産業株式会社取締役会長 ・株式会社ベネッセホールディングス社外取締役
社外 取締役	山名 昌衛	・コニカミノルタ株式会社取締役執行役会長
常勤 監査役	末木 悟	
常勤 監査役	桃塚 高和	
社外 監査役	石井 純	
社外 監査役	ダグラス・K・フリーマン	・フリーマン国際法律事務所代表
社外 監査役	千葉 通子	・千葉公認会計士事務所代表 ・カンオ計算機株式会社社外取締役監査等委員 ・株式会社NTTドコモ社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役中山こずゑ、岩井睦雄及び山名昌衛の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査役石井純、ダグラス・K・フリーマン及び千葉通子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 社外役員の重要な兼職先と当社との間で、取引関係のあるものは、次のとおりであります。
- ・社外取締役中山こずゑ氏は、いすゞ自動車株式会社の社外取締役を務めており、いすゞグループと当社グループとの間には取引関係がありますが、両者にとって取引金額は僅少（当社グループの連結売上高に占めるいすゞグループに対する売上比率と、いすゞグループの連結売上高に占める当社グループに対する売上比率はともに1%未満、2023年3月期実績）であり、重要な取引関係ではありません。

- ・ 社外取締役山名昌衛氏は、コニカミノルタ株式会社の取締役執行役会長を務めており、コニカミノルタグループと当社グループとの間には取引関係がありますが、両者にとって取引金額は僅少（当社グループの連結売上高に占めるコニカミノルタグループに対する売上比率と、コニカミノルタグループの連結売上高に占める当社グループに対する売上比率はともに1%未満、2023年3月期実績）であり、重要な取引関係ではありません。
  - ・ 社外監査役千葉通子氏は、カシオ計算機株式会社の社外取締役監査等委員を務めており、カシオグループと当社グループとの間には取引関係がありますが、両者にとって取引金額は僅少（当社グループの連結売上高に占めるカシオグループに対する売上比率は1%未満、2023年3月期実績）であり、重要な取引関係ではありません。
  - ・ 社外監査役千葉通子氏は、株式会社NTTドコモの社外取締役監査等委員を務めており、NTTドコモグループと当社グループとの間には取引関係がありますが、両者にとって取引金額は僅少（NTTドコモグループの営業収益に占める当社グループに対する比率は1%未満、2023年3月期実績）であり、重要な取引関係ではありません。
4. 監査役桃塚高和及び千葉通子の両氏は、次のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - ・ 常勤監査役桃塚高和氏は、当社の経理・財務に関する業務に長年にわたり従事した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - ・ 社外監査役千葉通子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  5. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び国内子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。

また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害等は填補の対象外としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### (ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」）について、取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得たのち、取締役会において決定方針を決議いたしました。決定方針の概要は、次のとおりであります。

#### <基本方針>

取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会における審議・検証を通じ、以下を目的として報酬制度を設計する。

短期及び中長期の業績との連動性を重視し、また、多様で優秀な人材を確保するために競争力のある報酬体系を絶えず追求することによって、取締役の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図る。

＜各報酬等の決定に関する方針等＞

取締役の報酬は、基本報酬、業績連動賞与及び株式報酬で構成する。それぞれの額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針等は、以下のとおりとする。

- a. **取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等を除く、以下「固定報酬」）の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針及び内容についての決定の方法を含む。以下、cまで同じ）**

当社は、固定報酬として、月例の基本報酬を支給する。個人別の報酬額については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査等を用いて、同業種を中心とした同規模他社の報酬水準との比較検証結果を踏まえ、報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得た役員毎の報酬テーブルを取締役に於て決議し、その報酬テーブルに基づき決定される。

- b. **業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針**

業績連動報酬等は、業績連動賞与（金銭報酬）とする。短期業績との連動性を重視し、当該事業年度の連結業績に加え、担当部門毎に設定した指標等を使用し、目標値に対する達成度に応じた支給額が変動する仕組みとする。その内容は報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得たのち取締役会で決議し、毎年一定の時期に支給する。

- c. **非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針**

非金銭報酬等は、株式報酬とする。中長期業績との連動性を重視し、その一部に中期経営計画の連結業績指標を使用し、目標値に対する達成度に応じた交付株式数が変動する仕組みとする。その内容は報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得たのち取締役会で決議する。

なお、2021年3月期以降に付与する株式報酬は事後交付型株式報酬とする。事後交付型株式報酬は、中期経営計画初年度の初日から最終年度の末日までの3年間または3年以上で取締役会が定める期間の終了後に、交付株式数の約半分を株式で、残りを金銭として支給する。

- d. **固定報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針**

執行役員を兼ねる取締役の種類別の報酬割合については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査等を用いて、同業種を中心とした同規模他社の報酬水準との比較検証結果を踏まえ、上位の役員ほど業績連動報酬の割合が高まる構成とし、報酬諮問委員会へ諮問する。取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合に基づいた役員別の報酬テーブルを決議する。

なお、報酬等の種類毎の比率の目安は、基本報酬：業績連動賞与：株式報酬＝1：0.5～0.6程度：0.6～0.8程度とする（業績目標を100%達成した場合）。

- e. **上記各事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項**

業績の急激かつ大幅な悪化、不法行為や法令違反等があった場合は、報酬諮問委員会における審議及び取締役会の決議に基づき報酬の減額や返還を求めることがある。

(イ) 報酬諮問委員会の構成及び役割

報酬諮問委員会の委員長及び委員の過半数は、独立社外取締役が務めております。取締役及び執行役員の報酬の仕組みと水準を審議し、取締役会に答申することで、報酬決定プロセスの透明性及び個別報酬の妥当性の確保に寄与しております。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、上記(ア)に記載のとおり、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会で決議しており、取締役その他の第三者に委任しておりません。

② 役員報酬の構成

報酬の種類	報酬の内容	固定/変動
基本報酬	月例支給の金銭報酬	固定
業績連動賞与	短期業績との連動性を重視した、毎年一定の時期に支給する金銭報酬。当該事業年度の連結業績（営業利益、ROE）に加え、担当部門毎に設定した指標等を使用し、目標値の達成度に応じて、標準支給額に対し、0～200%の範囲で変動する。	変動 (単年度)
事後交付型 株式報酬	<p>リストラクテッド・ストック・ユニット（RSU）</p> <p>中期経営計画初年度の初日から最終年度の末日までの3年間（または3年以上で当社取締役会が定める期間、以下「対象期間」）の継続勤務を条件に、事前に定める当社株式及び金銭を、対象期間終了後に交付するタイプの継続勤務発行型株式報酬。</p>	固定
	<p>パフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）</p> <p>中期経営計画の業績目標達成度に応じて算定される当社株式及び金銭を、対象期間終了後に交付するタイプの業績連動発行型株式報酬。業績目標達成度は、中期経営計画における連結業績（営業利益、ROE）の目標値の達成度に応じて、0～100%の範囲で変動する。</p>	変動 (中長期)

(注) 役員報酬を会社法施行規則が定める業績連動報酬等、非金銭報酬等及びこれら以外の報酬等に分類しますと次のとおりとなります。

区分	基本報酬	業績連動賞与	RSU*	PSU**
業績連動報酬等	—	●	—	●
非金銭報酬等	—	—	●	●
上記以外の報酬等	●	—	●	—

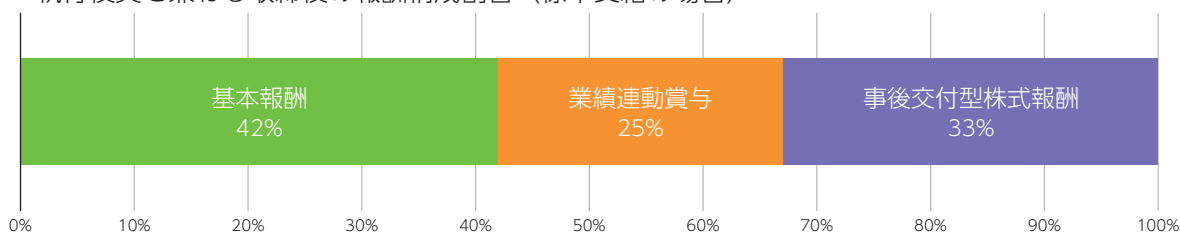
\* RSUのうち、株式報酬部分は「非金銭報酬等」に分類され、金銭報酬部分は「上記以外の報酬等」に分類されます。

\*\* PSUは「業績連動報酬等」に分類され、また、株式報酬部分は「非金銭報酬等」にも分類されます。

<支給対象者>

区分	基本報酬	業績連動賞与	事後交付型株式報酬	
			R S U	P S U
執行役員を兼ねる取締役	●	●	●	●
執行役員を兼ねない取締役	●	—	●	—
社 外 取 締 役	●	—	—	—
監 査 役	●	—	—	—

<執行役員を兼ねる取締役の報酬構成割合（標準支給の場合）>



<当事業年度末における株式報酬型ストックオプション及び事後交付型株式報酬による希薄化率の状況>

区分	株式の種類及び数	発行済株式の総数に対する比率
株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の目的となる株式	普通株式 549,600株	0.14%
事後交付型株式報酬として交付予定の株式	普通株式 188,500株相当	0.05%
合 計	普通株式 738,100株相当	0.19%

- (注) 1. 2020年6月23日開催の第124回定時株主総会においてご承認いただいた事後交付型株式報酬制度の導入に伴い、付与済のものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止いたしました。このため、当事業年度において、株式報酬型ストックオプションとして新たに発行した新株予約権はありません。
2. 上表のほか、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容及び保有状況につきましては、「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 当事業年度において、事後交付型株式報酬として交付した当社株式はありません。交付時期につきましては、R S Uは2024年3月期以降、P S Uは2025年3月期以降となる予定であります。

### ③ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 賞与	事後交付型株式報酬		
				リストラクテッド・ ストック・ユニット (RSU)	パフォーマンス・ シェア・ユニット (PSU)	
取締役 (社外取締役を除く)	390	237	29	67	57	6
社外取締役	52	52	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	62	62	—	—	—	2
社外監査役	42	42	—	—	—	3

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役（社外取締役を除く）は4名、社外取締役は3名、監査役（社外監査役を除く）は2名、社外監査役は3名であります。  
上記の取締役（社外取締役を除く）及び社外取締役の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数には、2022年6月24日開催の第126回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役を除く）2名及び社外取締役1名並びに当該取締役に対する報酬等の額を含めております。
2. 取締役に対する業績連動賞与及び事後交付型株式報酬につきましては、当事業年度に係る費用計上額を記載しております。
3. 業績連動賞与の額の算定につきましては、各事業年度における連結業績（営業利益、ROE）及び担当部門毎に設定した指標等を使用し、目標値に対する達成度に応じて、標準支給額に対し0～200%の範囲で変動する仕組みとしております。また、当該指標を選定した理由は、短期業績との連動性を重視し、経営目標値と同一の指標を用いるためであります。当事業年度における業績連動賞与に係る主な指標の目標と実績は、次のとおりであります。  
連結営業利益 182,700百万円（目標）、168,827百万円（実績）  
連結ROE 12.7%（目標）、8.3%（実績）  
なお、当事業年度を含む連結営業利益及び連結ROEの推移は、「1.（7）直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。
4. PSUとして交付する当社株式の数及び支給する金銭の額につきましては、中期経営計画の業績目標達成度に応じて算定いたします。業績目標達成度は、中期経営計画における連結業績（営業利益、ROE）の目標値の達成度に応じて、0～100%の範囲で変動いたします。また、当該指標を選定した理由は、中長期の業績及び企業価値との連動性を重視し、中期経営計画における経営目標値と同一の指標を用いるためであります。2024年3月期を最終年度とする中期経営計画におけるPSUに係る指標の目標は、次のとおりであります。  
連結営業利益（3か年の累計額） 635,100百万円（目標）  
連結ROE（最終年度の値） 16.8%（目標）
5. 事後交付型株式報酬としての当社株式及び金銭の交付時期につきましては、RSUは2024年3月期以降、PSUは2025年3月期以降となる予定であります。
6. 上表の種類別の報酬等を会社法施行規則が定める業績連動報酬等、非金銭報酬等及びこれら以外の報酬等に分類しますと、「② 役員報酬の構成」の（注）に記載のとおりとなります。



④ 株主総会の決議に関する事項

(ア) 基本報酬

取締役に対する基本報酬の額は、2002年6月27日開催の第106回定時株主総会において、月額25百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役は1名）であります。

監査役に対する基本報酬の額は、2020年6月23日開催の第124回定時株主総会において、年額120百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、5名（うち社外監査役は3名）であります。

(イ) 業績連動賞与

執行役員を兼ねる取締役に対する業績連動賞与の額は、2015年6月26日開催の第119回定時株主総会において、年額350百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の執行役員を兼ねる取締役の員数は、4名であります。

(ウ) 事後交付型株式報酬

事後交付型株式報酬（R S U及びP S U）としての報酬の額は、2020年6月23日開催の第124回定時株主総会において、年額457百万円以内（株式数は年39,000株以内）とご承認いただいております。R S Uの交付対象者は社外取締役を除く取締役であり、当該定時株主総会終結時点の員数は4名であります。また、P S Uの交付対象者は執行役員を兼ねる取締役であり、当該定時株主総会終結時点の員数は3名であります。

(注) 当社は、2021年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。これにより、事後交付型株式報酬に係る株式数は年117,000株以内に調整されております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

「4 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名 (地位)	取締役会等への 出席状況	取締役会等における発言状況、 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要等
中山 こそゑ (社外取締役)	取締役会：14回／14回 指名諮問委員会：12回／12回 報酬諮問委員会：7回／7回	自動車産業におけるグローバルビジネスや企業経営に関する豊富な経験と知識に基づき、積極的かつ活発に発言を行っており、経営に対する監督、助言・提言等、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。また、同氏は、指名諮問委員会の委員長を務めており、役員選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に重要な役割を果たしております。さらに、同氏は、報酬諮問委員会の委員を務めております。
岩井 睦雄 (社外取締役)	取締役会：13回／14回 指名諮問委員会：11回／12回 報酬諮問委員会：6回／7回	たばこ、医薬品、食品等の事業をグローバルに展開する企業の経営者としての豊富な経験と知識に基づき、積極的かつ活発に発言を行っており、経営に対する監督、助言・提言等、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。また、同氏は、取締役会議長を務めており、監督と執行の明確な分離を図り、取締役会の監督機能を強化するうえで、重要な役割を果たしております。さらに、同氏は、指名諮問委員会の委員及び報酬諮問委員会の委員を務めております。
山名 昌衛 (社外取締役)	取締役会：10回／10回 指名諮問委員会：10回／10回 報酬諮問委員会：5回／5回  (2022年6月就任後)	複合機、デジタル印刷システム、ヘルスケア等の事業をグローバルに展開する企業の経営者としての豊富な経験と知識に基づき、積極的かつ活発に発言を行っており、経営に対する監督、助言・提言等、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。また、同氏は、報酬諮問委員会の委員長を務めており、役員に関する報酬決定プロセスの透明性及び報酬の妥当性の確保に重要な役割を果たしております。さらに、同氏は、指名諮問委員会の委員を務めております。
石井 純 (社外監査役)	監査役会：15回／15回 取締役会：14回／14回	国際的なエレクトロニクス企業におけるグループガバナンス、リスクマネジメント等に関する豊富な経験と知識に基づき、積極的かつ活発に発言を行っており、経営に対する監査等、社外監査役に求められる役割・責務を果たしております。
ダグラス・K・フリーマン (社外監査役)	監査役会：15回／15回 取締役会：14回／14回	弁護士としての法令に関する専門知識及び国際企業法務に関する豊富な経験に基づき、積極的かつ活発に発言を行っており、経営に対する監査等、社外監査役に求められる役割・責務を果たしております。
千葉 通子 (社外監査役)	監査役会：15回／15回 取締役会：14回／14回	公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識並びに監査に関する豊富な経験に基づき、積極的かつ活発に発言を行っており、経営に対する監査等、社外監査役に求められる役割・責務を果たしております。

## 5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

区分	支払額
	百万円
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	394
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	440

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況、報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち TDK U.S.A. Corporation、SAE Magnetics (Hong Kong) Limited 等は海外に在する KPMG メンバーファームによる監査を、TDK Electronics AG はそれ以外の監査法人による監査をそれぞれ受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると、監査役全員が認めた場合、当社監査役会の全員一致の決議により当該会計監査人を解任する方針です。

また、当社会計監査人について、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の適格性、独立性、倫理性またはその他の職務遂行に係る重要な要素につき、疑義を抱かせる事実が認められた場合、当社監査役会は監査役会規程及び会計監査人の選任・解任・再任基準に則り、事実関係を総合的に検討し、その解任または不再任の是非を判断します。

## 6 会社の体制及び方針

**[取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制]**

上記の体制の整備について、当社取締役会が決議した内容は、次のとおりであります。

(2022年4月27日 改定)

### (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、東京工業大学で発明された磁性材料フェライトの工業化を目的としたベンチャー企業として、1935年に設立されました。社是である『創造によって文化、産業に貢献する』という創業の精神に基づき、独創性をたゆまず追求し、新たな価値を創造した製品・サービスを提供することを通じて、企業価値を高めてまいりました。また、当社グループは、今後もすべてのステークホルダー（株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等）の満足と信頼、支持を獲得するとともに、社会的課題を解決して社会に役立つ存在であり続け、持続可能な社会の発展に貢献してまいります。このため、国の内外において、人権を尊重し、関係法令・国際ルール及びその精神を遵守し、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていくことを「企業行動憲章」として明確に宣言し、「企業倫理綱領」に定められた行動基準に従って、当社グループを構成するすべての役員及び従業員は厳格に行動してまいります。

さらに、当社は、社是の実践により、モノづくりを通じて経営目標の達成及び企業価値のさらなる向上を目指すとともに、社会の一員としての自覚を常に意識した、健全な企業風土の醸成に努め、真摯に企業活動を行ってまいります。同時に、ステークホルダーに対し網羅性・的確性・適時性・公平性をもって情報開示を行うことにより、説明責任を果たしてまいります。

このように、当社は経営理念を誠実かつひたむきに追求していくとともに、経営の健全性・遵法性・透明性を継続して確保していくため、次の効率的かつ規律ある企業統治体制（コーポレート・ガバナンス・システム）を構築してまいります。

#### ① 監査役制度の採用と監視機能の強化

当社は、監査役制度を採用するとともに、利害関係のない独立した社外監査役を招聘し、経営の監視機能を強化します。

#### ② 取締役会の監督機能の強化

取締役会を少人数構成とすることにより、経営の迅速な意思決定を図るとともに、利害関係のない独立した社外取締役を招聘し、経営の監督機能を強化します。また、取締役の3分の1以上を独立した社外取締役とすることを基本方針とし、取締役会議長は、監督と執行の明確な分離を図る観点から、原則として独立した社外取締役が務めます。さらに、取締役に対する株主の信任機会を事業年度毎に確保するため、取締役の任期を1年とします。

### ③ 執行役員制度の採用による迅速な業務執行

当社は、執行役員制度を採用し、取締役会における経営の意思決定及び取締役の業務監督機能と業務執行機能を分離します。これにより、権限委譲に基づく意思決定の迅速化と、業務執行の責任と権限の明確化を図ります。執行役員は業務執行機能を担い、取締役会の決定した事項を実行することにより、経営の意思決定に基づき迅速に業務を執行します。

### ④ 取締役会諮問機関の設置（指名諮問委員会、報酬諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会）

指名諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、過半数の委員を社外取締役で構成します。同委員会は、取締役及び監査役並びに執行役員の指名に関し、期待される要件を審議の上、候補者を推薦することで、取締役及び監査役並びに執行役員の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与します。

報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、過半数の委員を社外取締役で構成します。同委員会は、取締役及び執行役員並びに主要子会社の社長及びそれに準ずる役員の報酬の仕組みと水準を審議し、報酬決定プロセスの透明性及びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た報酬の妥当性を検証します。

コーポレート・ガバナンス委員会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、コーポレート・ガバナンスに関する事項や、内部統制システム及びその運用状況に関する事項等について審議を行い、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実を図ります。

こうした体制の下、経営の監視機能を果たす監査役は、監査役会規程、監査役監査基準及び内部統制監査実施基準に基づきその職務を執行し、取締役による職務執行の法令及び定款に対する適合性及び妥当性を監査することにより、経営の健全性・遵法性・透明性を確保します。

また、経営の意思決定及び業務執行の監督を責務とする取締役は、法令及び定款の主旨に沿って制定された取締役執務規程及び取締役会規程に基づき、また、業務執行を責務とする執行役員は、執行役員執務規程に基づき、それぞれの職務を執行することにより、経営の健全性・遵法性・透明性を確保します。

さらに、当社は、当社に適用される各国の証券取引法及びその他の同種の法令並びに当社が上場する証券取引所の規則等（以下「証券規制」と総称する）を遵守するため、情報開示委員会を設置するとともに、次の手続・体制を確立します。

- ① 証券規制により開示が義務付けられているすべての情報の収集、記録、分析、処理、要約及び報告を行い、証券規制所定の期間内に適時に開示することを保証するための統制その他の手続
- ② 適用する会計基準に従った財務諸表の作成が可能となるよう、会社の行う取引が適切に授権されていること、会社の資産が無権限の使用又は不適切な使用から保護されていること及び会社の行う取引が適切に記録されかつ報告されていることについて、合理的な確信を得られるように設計された手続を会社が有することを保証するための体制
- ③ コーポレート・ガバナンス・システムについての証券規制の要請を遵守するものとなることを確保するための体制

## (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の業務執行の責任者である社長は、当社グループに適用される文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理方法に関する原則を定めます。

## (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理体制を強化するため、経営会議直属の次の5つの委員会（委員長は執行役員）を設置します。

### ① ERM\*委員会

事業目標の達成及び事業運営を阻害する要因（リスク）への全社的対応を目的として設置されたERM委員会を通じ、全社的リスクマネジメントのさらなる強化を図ります。リスクマネジメント活動における各組織の役割を明確化し、リスクの識別～評価、対策の検討～実行～モニタリング・改善までの一連のリスク管理活動のPDCAサイクルを回してまいります。

\*ERM (Enterprise Risk Management)

### ② コンプライアンス委員会

法令違反等の未然防止や再発防止の強化を目的として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関するリスクマネジメントの推進を図り、統括します。コンプライアンス委員会は、全社的なコンプライアンス活動方針及び計画の承認、コンプライアンスに関して当社グループが重点的に取り組むリスクの選定、個別のリスクのリスクオーナー部門への割当、リスクオーナー部門に対する指示及びモニタリングを行います。

### ③ 危機管理委員会

企業の存続や発展を阻害するような重大な事故、事件、災害等の予防措置の実施と、事後の損害の軽減や拡大防止を目的に危機管理委員会を設置、活動します。有事の際には迅速に危機対策本部を立ち上げ、まずは従業員の安全確保に最優先で取り組みつつ、事業継続計画（BCP）に基づき、一刻も早い事業再開を実現してお客様への供給責任を果たします。

### ④ 情報セキュリティ委員会

顧客預り情報や個人情報等の重要情報を法令遵守のもと適正に管理し、サイバー攻撃に対する施策を実施するとともに、当社グループにおけるセキュリティ状況を監視し、攻撃を未然に防ぎます。また、攻撃を受けた場合は迅速に状況を把握、復旧し、対策を講じます。

### ⑤ 情報開示委員会

証券取引に関する諸法令及び当社が株式上場する証券取引所規則に基づき、網羅性・的確性・適時性・公平性をもって適切な情報開示が行われるよう、株主及び投資家の投資判断に係る当社の重要な会社情報・開示書類を審議し精査します。

当社は、これらの活動状況に関する監査役及び内部監査部門による定期的な確認と監査により、当社グループにおける経営上重要なリスクの抽出・評価・見直し・効果的な対応策の策定等、リスク管理体制を強化し、その実効性を高めるための助言が受けられる仕組みを確保するとともに、顧問弁護士等の専門家からも、当社グループを取り巻くリスクについて、随時助言を受けます。

#### **(4) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社は、取締役会を少人数構成とすること及び執行役員制度を採用することにより、取締役による経営の意思決定を効率的かつ迅速に行います。

また、当社グループの開発・製造・販売・財務状況等の業務執行に関する方針及び施策は、社長が指名した執行役員及び機能責任者により構成される経営会議において審議のうえ、社長により決定されます。全執行役員がその決定事項に従って職務を速やかに行い、その職務の執行状況については、取締役会への報告や執行役員による経営会議への報告を定期的に行うことにより、経営が効率的に行われることを確保します。

子会社においては、当社グループを対象とした「グローバル共通規程」に定められた責任と権限に基づき業務を執行することで、経営が効率的に行われることを確保します。また、「グローバル共通規程」において、子会社がその経営状況、取締役等の職務の執行の状況等に関し、定期的又は必要に応じて報告すべき事項を定めることで、適切な報告がなされる体制を確立します。

#### **(5) 当社の使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社は、当社グループ全構成員に対し、当社グループの経営理念、「企業倫理綱領」及び「企業行動憲章」を周知徹底します。これにより、経営の健全性・遵法性・透明性を高め、当社グループ全構成員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保します。

また、当社は、取締役会の決議により執行役員の中からGlobal Chief Compliance Officer（グローバル・チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命し、コンプライアンス委員会を設置します。Global Chief Compliance Officerは、コンプライアンス委員会の委員長を務め、各地域のRegional Chief Compliance Officer（リージョナル・チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命します。Global Chief Compliance Officerは、コンプライアンス委員会、Regional Chief Compliance Officerとともに、当社グループのコンプライアンス体制強化のための活動を推進し、その活動内容を社長及び取締役会に報告します。

さらに、当社は、コンプライアンス委員会の内部組織として、倫理部会を設置します。倫理部会は、当社グループの内部通報制度（相談窓口、ヘルプラインを含む）の構築、運用を行い、その活動内容をコンプライアンス委員会に報告します。

#### **(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社グループの各取締役・執行役員・業務執行責任者は、「企業倫理綱領」並びに各組織の職責及び権限をまとめた「グローバル共通規程」を遵守しつつ業務の決定を行い実施することで、業務の適正を確保します。

また、監査役は、当社グループの各部門に対し、部門監査・重要書類閲覧・重要会議出席を通じ、業務執行状況を定期的に監査します。さらに、内部監査部門は、当社グループの各部門に対し、業務執行と経営方針との整合性、経営の効率性、関連法令の遵法性の面から監査及び支援を行います。

**(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

業務執行機能から独立した専属の使用人で構成される監査役室を設置し、監査役の職務に対する補助機能を果たします。

**(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役室での職務に従事する使用人に対する指揮命令権限は、監査役のみに属するものとします。

また、当該使用人に対する人事考課は、監査役が直接評価し、異動・懲戒については、監査役の同意を得た上で当社運用ルールに従って決定します。

**(9) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

当社グループ全構成員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行います。当社グループの経営方針や執行役員の業務執行状況については、経営会議や事業計画検討会等の重要会議へ監査役が出席することで適時に情報提供が行われ、その議事録についても速やかに監査役に提出されます。さらに必要に応じて執行役員等が監査役に直接説明を行います。業務を執行する当社の各部門及びグループ会社が作成する報告書についても監査役が閲覧でき、当社グループの執行状況を監査役が確認できる体制をとります。

加えて法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、当社グループ全構成員は、倫理部会により構築された当社グループを網羅した相談窓口、ヘルプラインを通じて、倫理部会に対し報告を行うことができます。なお、倫理部会は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合は、当該事実を直ちに監査役又は監査役会に対し報告します。

また、ERM委員会等の活動情報についても、監査役に適宜提供され、監査役が企業活動全般について状況を確認できる体制をとります。

**(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、法令等又は「企業倫理綱領」に反する行為を報告した当社グループ全構成員に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を「企業倫理綱領」に明記し、グループ全構成員に対し周知徹底します。

**(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の請求を行ったときは、担当部門において審議し、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行います。



## (12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役及び監査役会は、社長と定期的に会合を持ち、経営方針を確かめるとともに、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスク、監査役監査上の重要課題等について意見交換を行い、社長との相互認識を深めます。

監査役及び監査役会は、内部監査部門と定期的に会合を持ち、会計監査人からの定期的な監査の報告を内部監査部門とともに受け、当初の監査計画と結果について情報共有を図ることで、監査役監査が実効的に行われることを確保します。また、監査役会は、業務執行部門から独立している弁護士と顧問契約を締結し、監査役又は監査役会の観点から検討、確認等が必要な事項について助言を受けられる体制をとります。

## [業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

### (1) 内部監査及び財務報告に係る内部統制

内部監査部門である経営監査グループは、経営会議直属の各委員会に対する活動状況のヒアリングをはじめ、事業部門、主要子会社における法令及び社内規程等の遵守状況及び業務の効率性・有効性を確認いたしました。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性」について、国内外の重要拠点及び重要子会社を対象に評価を実施いたしました。これらの状況については、社長、取締役会及び監査役に定期的に報告しております。

経営監査グループと常勤監査役との間では情報共有を行っており、経営監査グループから常勤監査役に対し内部監査報告書を提出するとともに、常勤監査役から監査役監査結果を入手し、効率的な内部監査を図っております。

会計監査人とは、四半期決算報告等により、会計監査人による監査の状況を定期的に確認するほか、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性」の評価状況について定期的に意見交換しております。

### (2) 企業倫理

当社は、当社グループを構成する役員及び従業員における企業倫理やコンプライアンスに関する意識の浸透・徹底について、経営トップが自ら先頭に立って当社グループの「経営理念」、「企業倫理綱領」及び「企業行動憲章」を周知徹底しております。また当社は、コンプライアンス委員会の内部組織として設置した倫理部会を通じて、企業倫理綱領遵守状況を定期的にモニタするとともに、企業倫理一般に関する集合教育、eラーニング等を、毎年、日本だけでなく、海外拠点においても実施しております。

さらに、倫理部会は、内部通報制度（相談窓口、ヘルプラインを含む）の運営主体として、当社グループ内の通報ルートに加えて外部法律事務所を通じた通報ルートを各地域に設置しております。これにより、通報者が複数の通報ルートから適宜最適と考えるルートを選択することが可能となっております。倫理部会は、四半期毎にコンプライアンス委員会及び取締役会に内部通報制度の運用状況を報告しております。

### (3) コンプライアンス

当社は、取締役会の決議により、執行役員の中からGlobal Chief Compliance Officer（グローバル・チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命し、コンプライアンス委員会を運営しております。さらに、Global Chief Compliance Officerは、日本のほか世界4地域のRegional Chief Compliance Officer（リージョナル・チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命しております。これらにより、当社グループ全構成員が世界共通の規範に基づきコンプライアンスに則した行動をするための体制を一層強化するとともに、誠実で公正、透明な企業風土を醸成し、顧客や社会の信頼、期待に応えてまいります。

コンプライアンス委員会は、Global Chief Compliance Officerがその委員長を務め、全社的なコンプライアンス活動方針及び計画の承認、コンプライアンスに関して当社グループが重点的に取り組むリスクの評価、選定、個別のリスクのリスクオーナー部門への割当、リスクオーナー部門に対する指示及びその活動状況のモニタリングを行っております。リスクオーナー部門は、コンプライアンスに関連して発生した諸問題については解決のためのアクションと再発防止策を、また未然防止の観点からは必要な策を講じております。Global Chief Compliance Officerは、それら活動内容を社長に報告するとともに半年毎に取締役会に報告しております。

### (4) リスク管理

当社は、持続的成長を目指す上で、組織目標の達成を阻害する要因(リスク)に対し、対策を推進し適切にリスク管理を行う全社的リスクマネジメントを実施するため、ERM委員会を設置しております。ERM委員会は、当社グループが置かれている事業環境でのリスク分析評価を行い、対策が必要なリスクを特定するとともに、リスク対策を主導するリスクオーナー部門の割当を行っております。個々のリスクに対しては、割り当てられたリスクオーナー部門がリスク対策の実施を主導しております。例えば、気候変動リスクについては、リスクオーナー部門である安全環境グループが、気候変動に関するリスクシナリオの策定や評価を実施するとともに、グループ全体や各地域における再生可能エネルギー導入の目標設定を行い、各拠点での再生可能エネルギー導入の支援等の施策を実施しております。さらに、ERM委員会では、部門横断的に対応が必要なリスクを特定し、関連部門と連携した対策の導入を進めております。リスク分析評価や対策状況については、経営会議において審議し、取締役会に報告しております。部門横断での対応が必要なリスクのうち、特に以下のリスクに対しては、委員会を設置し対応を行っております。

自然災害、火災等事故、感染症等に関わるリスクに対しては、危機管理委員会を設置し、全社の基本方針に基づいて策定された各事業部門の事業継続計画（BCP）が有事の際に適切に機能するよう定期的に運用状況を確認するとともに、適時、経営者へ情報共有を行っております。

情報セキュリティにおけるリスクについては、情報セキュリティ委員会を設置し、継続的に情報セキュリティリスクを検証し、サイバーセキュリティフレームワークに沿った識別・防御・検知・対応・復旧の施策を実施し、従業員からサプライヤーも含め改善を進めております。

また、情報開示委員会を設置し、適切な情報開示が行われるよう、決算短信をはじめとする株主及び投資家の投資判断に係る重要な開示書類を審議、精査しております。

## (5) グループ経営管理

当社は、社是・社訓の創業の精神に基づき、新たな価値を創造し続けるため、10年先を見据えた長期ビジョンであるサステナビリティビジョン（「テクノロジーですべての人を幸福に」）を描き、中期経営計画とTDKグループのマテリアリティ（重要課題）を策定いたしました。そして、これらの実現を支えるために、有効かつ効率的なグループガバナンス体制の強化に取り組んでおります。TDKグループのマテリアリティでは、経営管理における重要課題として「品質管理」「人材マネジメント」「サプライチェーンマネジメント」「オポチュニティ&リスクマネジメント」「権限委譲と内部統制の追求」「資産効率の向上」を設定しております。これらのマテリアリティについて、事業部門及び本社部門を主管部門として割り当て、PDCAサイクルを回し、継続的改善を図っております。

約30か国に約140の子会社を有する当社は、グループガバナンスの重要性を認識し、当社グループ各組織の役割と実施すべき事項、全構成員が遵守すべきルールを定めた「グローバル共通規程」を制定しております。当社を含むグループ各社は、グローバル共通規程を自社の規程として適用し運用しております。このグローバル共通規程に基づき、原則として月に2回開催する経営会議において、当社グループの業務執行に関する方針及び施策を審議し、また、事業部門及び本社部門から定期的な報告を受けることで、各部門の目標及び実行計画とその進捗状況の把握を行っております。子会社に対しては、それぞれの子会社を主管する部門を定め、責任・権限を明確にし、当該主管部門が子会社事業の指揮命令・管理を行うとともに、本社部門が各担当業務において子会社に対する指導・管理を行っております。

さらに、主要地域である米州・欧州・中国については、地域本社を設置し、各地域本社が本社機能の一部として域内子会社に対して地域の特性に応じた指導・管理を行うことで、より実効性のあるグループガバナンス体制を構築しております。また、グループ各社・各構成員のそれぞれの強みを活かしつつグループ全体の力を結集するために、当社グループの構成員が共有すべき思想・価値観、グループ経営の概要・ルール等を一つにまとめた情報集（“TDK Navigation Book”）を作成し浸透を図っております。

## (6) 取締役及び取締役会

取締役会は、独立社外取締役3名を含む7名で構成されており、独立社外取締役が取締役会議長を務め議事運営を行っております。取締役会は、法令・定款・社内規程で定められた事項、経営上の重要事項等について慎重な審議の上で決定を行うとともに、業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設けており、それぞれの委員長及び委員の過半数は、独立社外取締役が務めております。これにより、役員の指名・報酬に関する決定プロセスの透明性・客観性を高めております。さらに、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、当社の中長期のコーポレート・ガバナンスのあり方や体制、当社のコーポレート・ガバナンスに関する方針及び取締役会からの諮問事項等について審議を行い、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実を図っております。

取締役会は、その実効性をより高めていくために、毎事業年度、取締役会の諮問機関（指名諮問委員会及び報酬諮問委員会）を含めた取締役会についての実効性の評価を実施しております。なお、当事業年度は取締役会を14回開催いたしました。

## (7) 監査役及び監査役会

監査役は、取締役会への出席のほか、経営会議、事業計画検討会等の重要会議への定常的な出席並びに経営報告書及び決裁申請書の閲覧を通じて、当社グループの経営方針や執行役員等の業務執行状況に関する情報を適時に入手し、監査役間で共有し協議しております。常勤監査役は当事業年度の重点監査項目を定めた監査方針に基づき、事業責任者・本社機能長から業務執行状況のヒアリングを行い、事業部門及び本社部門並びに重要度に従って選択した子会社を対象に監査を実施いたしました。そして、そこで抽出された課題は関連する事業部門及び本社部門等と共有し、その対応策を確認いたしました。加えて、子会社の監査役と定期的な会合・情報共有を行い、グループ全体を監査するための重要な論点・所見等に関して意見交換を実施いたしました。社外監査役は社外取締役との間で定期的な情報共有の会合を設け意見交換を行い、また事業部門及び本社部門等から説明を受け、主要課題等への対応状況を確認いたしました。

監査役会は、監査方針及び年間の監査計画を策定するとともに、取締役会及び代表取締役との定期的な会合等を通じて当社の経営状況を確認し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに係る事項を含む当社グループが対処すべき課題、内部統制の構築・運用の状況、当社グループを取り巻くリスク、監査役監査における重要課題等について、適宜、意見表明及び提言を行っております。また、内部監査部門から内部監査報告書を入手し、定期的な会合を設け、情報共有及び連携を図っております。これらの監査の結果の概要、抽出された課題・リスク、確認された対応策及び内部監査の状況は、監査役会において全監査役で共有し、問題点については監査役会で協議を行い、また取締役にも適宜報告しております。なお、監査役会は顧問契約を締結した弁護士と随時の会合を持ち、監査役職務に関わる法的な助言を適時に受けることにより、監査役職務の実効性の向上を図っております。他方で、監査役会は会計監査人と監査計画について協議し、監査結果報告会、連絡協議会等の会合を複数回設け、監査上の主要な検討事項（KAM）につき意見交換するなど連携を図っております。このような活動を踏まえ、当事業年度は監査役会を15回開催いたしました。

---

(注) 本事業報告中の各項目は、別途注記がある場合を除き、2023年3月期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）または2023年3月期末（2023年3月31日）現在の状況を記載しております。  
また、本事業報告中に記載の金額、株数、比率等は、別途注記がある場合及び表示単位未満の数値がない場合を除き、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	前連結会計年度 (ご参考) (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>		
<b>流動資産</b>	<b>1,533,172</b>	<b>1,607,311</b>
現金及び現金同等物	439,339	506,185
営業債権	524,476	546,381
その他の金融資産	66,944	52,147
棚卸資産	437,004	443,001
未収法人所得税	4,982	4,303
その他の流動資産	60,427	55,294
<b>非流動資産</b>	<b>1,508,481</b>	<b>1,539,716</b>
持分法で会計処理 されている投資	16,635	24,706
その他の金融資産	123,581	153,950
有形固定資産	945,042	930,288
使用権資産	50,169	54,683
のれん	137,352	149,516
無形資産	69,030	61,241
長期前渡金	121,370	110,925
繰延税金資産	40,062	44,189
その他の非流動資産	5,240	10,218
<b>資産合計</b>	<b>3,041,653</b>	<b>3,147,027</b>

科目	前連結会計年度 (ご参考) (2022年3月31日現在)	当連結会計年度 (2023年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>	<b>1,062,358</b>	<b>1,004,311</b>
借入金	175,924	248,510
リース負債	9,432	10,298
営業債務	460,132	351,439
その他の金融負債	147,272	92,673
未払法人所得税	29,715	30,285
引当金	13,949	13,079
その他の流動負債	225,934	258,027
<b>非流動負債</b>	<b>675,540</b>	<b>679,849</b>
社債及び借入金	455,562	448,656
リース負債	38,895	44,694
その他の金融負債	4,573	3,849
退職給付に係る負債	105,089	92,313
引当金	5,371	9,697
繰延税金負債	57,454	70,386
その他の非流動負債	8,596	10,254
<b>負債合計</b>	<b>1,737,898</b>	<b>1,684,160</b>
<b>(資本の部)</b>		
<b>親会社の所有者に 帰属する持分</b>	<b>1,300,317</b>	<b>1,458,446</b>
資本金	32,641	32,641
資本剰余金	-	45
利益剰余金	974,767	1,054,738
その他の資本の 構成要素	309,607	387,281
自己株式	△16,698	△16,259
<b>非支配持分</b>	<b>3,438</b>	<b>4,421</b>
<b>資本合計</b>	<b>1,303,755</b>	<b>1,462,867</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>3,041,653</b>	<b>3,147,027</b>

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	前連結会計年度 (ご参考)	当連結会計年度
	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売上高	1,902,124	2,180,817
売上原価	△1,338,276	△1,596,295
売上総利益	563,848	584,522
販売費及び一般管理費	△410,568	△434,803
その他の営業収益	14,033	19,393
その他の営業費用	△538	△285
営業利益	166,775	168,827
金融収益	11,277	17,372
金融費用	△7,853	△20,772
持分法による投資利益	2,291	1,792
税引前利益	172,490	167,219
法人所得税費用	△40,675	△52,918
当期利益	131,815	114,301
当期利益の帰属		
親会社の所有者	131,298	114,187
非支配持分	517	114
当期利益	131,815	114,301

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

《ご参考》

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	前連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	当連結会計年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期利益	131,815	114,301
減価償却費及び償却費	177,031	206,285
減損損失	3,300	35,064
金融収益	△11,277	△17,372
金融費用	7,853	20,772
持分法による投資利益	△2,291	△1,792
法人所得税費用	40,675	52,918
資産及び負債の増減		
営業債権の減少(△増加)	△38,452	6,321
棚卸資産の減少(△増加)	△108,436	11,961
長期前渡金の減少(△増加)	△112,222	12,787
その他の流動資産の減少(△増加)	△9,740	3,071
営業債務の増加(△減少)	86,431	△116,469
その他の流動負債の増加(△減少)	34,453	10,738
退職給付に係る負債の増加(△減少)	△348	△11,004
その他の金融資産負債の増減(純額)	628	△8,519
その他	6,137	△20,888
小計	205,557	298,174
利息及び配当金の受取額	9,538	14,746
利息の支払額	△5,491	△9,009
法人所得税の支払額	△30,617	△41,139
営業活動によるキャッシュ・フロー	178,987	262,772

(単位：百万円)

科目	前連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	当連結会計年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得	△291,337	△275,709
固定資産の売却等	3,368	23,795
定期預金の払戻	83,172	79,937
定期預金の預入	△66,745	△42,416
有価証券の売却及び償還	1,523	788
有価証券の取得	△11,537	△11,803
関連会社の取得	-	△6,754
その他	10	△2,240
投資活動によるキャッシュ・フロー	△281,546	△234,402
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金による調達額	190,879	372
長期借入金の返済額	△134,570	△4,868
短期借入金の増減(純額)	△8,235	65,942
社債による調達額	100,000	-
リース負債の返済額	△9,713	△10,398
配当金の支払額	△23,987	△37,198
その他	△631	1,097
財務活動によるキャッシュ・フロー	113,743	14,947
為替変動による現金及び現金同等物への影響額	47,768	23,529
現金及び現金同等物の増加	58,952	66,846
現金及び現金同等物の期首残高	380,387	439,339
現金及び現金同等物の期末残高	439,339	506,185

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。



# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	前事業年度 (ご参考) (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>228,464</b>	<b>365,808</b>
現金及び預金	11,270	11,471
受取手形	6,290	7,075
売掛金	89,979	97,669
商品及び製品	20,179	26,165
仕掛品	19,380	25,791
材料及び貯蔵品	21,124	29,522
前渡金	2	154
未収入金	12,532	12,546
短期貸付金	43,608	130,062
一年内回収予定の 関係会社長期貸付金	—	14,020
その他の流動資産	4,980	12,308
貸倒引当金	△884	△979
<b>固定資産</b>	<b>1,010,215</b>	<b>1,057,619</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>176,802</b>	<b>216,474</b>
建物	63,996	66,767
構築物	4,671	4,847
機械及び装置	74,460	90,625
車両・工具器具備品	4,686	4,834
土地	11,722	11,722
リース資産	475	289
建設仮勘定	16,789	37,387
<b>無形固定資産</b>	<b>22,978</b>	<b>20,937</b>
特許権	587	409
ソフトウェア	19,567	19,073
ソフトウェア仮勘定	2,183	885
その他の無形固定資産	639	568
<b>投資その他の資産</b>	<b>810,435</b>	<b>820,207</b>
投資有価証券	6,796	7,637
関係会社株式	629,869	672,580
関係会社出資金	69,688	71,436
関係会社長期貸付金	80,474	46,893
長期前払費用	1,989	1,544
前払年金費用	20,274	18,668
その他の投資	1,468	1,566
貸倒引当金	△126	△120
<b>繰延資産</b>	<b>721</b>	<b>601</b>
社債発行費	721	601
<b>資産合計</b>	<b>1,239,402</b>	<b>1,424,028</b>

科目	前事業年度 (ご参考) (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>351,919</b>	<b>435,923</b>
電子記録債権	6,424	5,261
買掛金	36,603	42,597
短期借入金	258,878	330,730
リース債務	167	134
未払金	16,707	20,642
未払費用	23,573	24,675
未払法人税等	66	387
預り金	2,966	1,906
役員賞与引当金	154	31
その他の流動負債	6,376	9,556
<b>固定負債</b>	<b>489,269</b>	<b>491,778</b>
社債	200,000	200,000
長期借入金	210,000	210,000
リース債務	327	159
退職給付引当金	24,961	24,208
資産除去債務	3,174	3,190
長期未払金	48,374	51,353
株式報酬引当金	111	284
繰延税金負債	2,320	2,581
(負債合計)	<b>841,189</b>	<b>927,702</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>391,645</b>	<b>489,518</b>
資本金	32,641	32,641
資本剰余金	59,295	59,256
資本準備金	59,256	59,256
その他資本剰余金	38	—
<b>利益剰余金</b>	<b>316,406</b>	<b>413,879</b>
利益準備金	8,160	8,160
その他利益剰余金	308,245	405,718
圧縮記帳積立金	556	556
繰越利益剰余金	307,689	405,162
<b>自己株式</b>	<b>△16,698</b>	<b>△16,259</b>
評価・換算差額等	4,923	5,332
その他有価証券評価差額金	2,110	2,519
繰延ヘッジ損益	2,813	2,813
株式引受権	93	302
新株予約権	1,551	1,172
(純資産合計)	<b>398,212</b>	<b>496,326</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,239,402</b>	<b>1,424,028</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	前事業年度 (ご参考) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	当事業年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売上高	420,379	504,931
商品及び製品売上高	416,044	500,598
役員収益	4,334	4,333
売上原価	334,366	404,750
売上総利益	86,012	100,181
販売費及び一般管理費	90,208	98,758
営業利益又は営業損失(△)	△4,195	1,423
営業外収益	118,570	148,372
受取利息及び受取配当金	114,677	144,461
その他の	3,893	3,911
営業外費用	8,060	11,843
支払利息	1,476	3,349
為替差損	561	3,892
その他の	6,021	4,601
経常利益	106,315	137,952
特別利益	1,503	1,446
固定資産売却益	46	12
償却債権取立益	1,218	1,180
投資有価証券売却益	238	248
新株予約権戻入益	—	5
特別損失	2,228	4,729
固定資産除売却損	1,012	526
減損損失	946	4,203
関係会社株式評価損	122	—
投資有価証券評価損	147	0
税引前当期純利益	105,590	134,669
法人税・住民税及び事業税	64	15
当期純利益	105,525	134,654

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

T D K 株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	穴戸通孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山邊道明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新垣康平

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T D K 株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、T D K 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

TDK株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	穴戸通孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山邊道明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新垣康平

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TDK株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び取締役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第127期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査役は、上記の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、オンライン会議システム等を活用しつつ、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制監査実施基準に準拠し、取締役、執行役員、その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

T D K 株式会社 監査役会

常勤監査役	末 木 悟	㊟
常勤監査役	桃 塚 高 和	㊟
社外監査役	石 井 純	㊟
社外監査役	ダグラス・K・フリーマン	㊟
社外監査役	千 葉 通 子	㊟

以 上

# 定時株主総会会場 ご案内図

## 総会会場

東京都港区虎ノ門一丁目23番3号  
**虎ノ門ヒルズ森タワー 5階**  
**虎ノ門ヒルズフォーラム ホールA**

## 交通のご案内

東京メトロ 銀座線 **虎ノ門駅**

**B1出口** 地下直結

東京メトロ 日比谷線 **虎ノ門ヒルズ駅**

・中目黒方面改札

**B1出口** 地下直結

・北千住方面改札

**A2出口** より徒歩約2分

都営地下鉄 三田線 **内幸町駅**

**A3出口** より徒歩約8分



## エントランス拡大図



## ご注意

お車でのご来場は  
 ご遠慮くださいま  
 すようお願い申し  
 あげます。



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォント  
 を採用しています。